

令和元年蘭越町議会第4回定例会会議録

○開会及び閉会

令和元年12月16日

開会 午前10時00分

閉会 午後4時00分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（9名）	1番	金安 英照	2番	田村 陽子
	3番	永井 浩	5番	向山 博
	6番	難波 修二	7番	赤石 勝子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		

欠席（なし）

○会議録署名議員

2番 田村 陽子 6番 難波 修二

○説明のために出席した者の職氏名

町長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
税務課長	竹内 恒雄	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育委員会次長	田縁 幸哉	会計管理者	小木 利夫
総務課参事	渡辺 貢	農業委員会事務局長	木村 恭史
建設課主任技師	中村 伸宏	蘭越町代表監査委員	坪田 和昭
選挙管理委員会委員長	山口 宏悦		

○服務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書記 和田 慎一

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第4 一般質問 難波 修二  
永井 浩  
田村 陽子
- 日程第5 選挙第1号 蘭越町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第6 同意第1号 蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 同意第2号 蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第9 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第10 議案第3号 蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里設置及び管理に関する条例
- 日程第11 議案第4号 蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第5号 蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第6号 蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第7号 蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第8号 蘭越町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第9号 蘭越町定住促進子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第17	議案第10号	令和元年度蘭越町一般会計補正予算（第7号）
日程第18	議案第11号	令和元年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第12号	蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第13号	蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第14号	令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第15号	令和元年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	陳情第1号	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の陳情について
	意見書案第1号	所得税法第56条の廃止を求める意見書
日程第24	意見書案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第25	報告第1号	所管事務調査の中間報告について（総務文教常任委員会）
日程第26	報告第2号	所管事務調査の結果について（経済建設常任委員会）
日程第27	報告第3号	例月出納検査結果報告
日程第28	承認第1号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

これより、令和元年第4回蘭越町議会定例会を開催いたします。

令和元年第3回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきまし

ては、お手元に配布しておりますので御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番田村議員、6番難波議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
議会運営委員長からお諮り願います。 「7番、赤石議員」

○7番（赤石勝子） 令和元年度第4回蘭越町議会定例会の開会にあたりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から18日までの3日間といたします。

なお、17日は休会といたします。また、議事の進行により、付議された案件が全部終了したときには閉会とすることにいたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長からのお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から18日までの3日間とし、17日は休会としたいと思います。また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は3日間とし、17日は休会とし、議事の進行により付議された案件が全部終了した時には閉会とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。 「金町長」

○町長（金秀行） おはようございます。

第4回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、先ずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第5回蘭越町議会臨時会が開催されました11月6日以降行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について口頭で御報告申し上げさせていただきます。

まず1ページ、11月13日水曜日13時30分から、この日は蘭越町ニセコ連峰歩くスキー大会実行委員会の総会が役場で行われ、大会長として出席をいたしたところでございます。

昭和58年5月に第1回大会が開催されて以来、多くの皆様の御理解と御協力により37回の大会が行われてきました、歩くスキー大会でございま

すが、参加者の減少が続き、各方面へのPRを行うなどしてまいりましたが、昨今の雪不足や歩くスキー人口の減少、参加者、協力者の高齢化などにより、令和元年度の大会を最後とすることで決定させていただいたところでございます。

伝統ある歩くスキー大会が終了することは大変残念ではありますが、今後も蘭越町の観光振興に資するイベント、行事には支援してまいりたいと考えているところでございます。

なお、大会の開催にあたりお世話になりました、北海道新聞社事務局長並びにNPO法人歩くスキー協会理事長には12月6日にお礼の御挨拶をさせていただいたところでございます。

2ページ、11月19日火曜日11時30分から、この日は、今シーズン、本町の日本ハムファイターズ応援大使に任命された清水選手と浅間選手が来庁し、シーズン中のお話や来年の抱負等について、富樫議長、後援会関係者ほか同席のもと懇談をいたしたところでございます。

私からは、シーズン中の御活躍・御健闘を祈念し、目録として「らんこし米120キロ」をお二人に贈呈いたしました。

また、午後からは蘭越小学校へ訪問し、応援大使とのキャッチボールや記念撮影など児童・生徒とのふれあいの場を設けております。

その後、町民センターへ移動し、町内外から約150名参集のもと、トークショーや質問コーナー、サイン入りグッズが当たる抽選会などが行われ、盛会のうちに終了いたしましたところでございます。

11月23日土曜日9時から、この日は、「第9回米-1グランプリ in らんこし」が開催され、開会式で歓迎の御挨拶を申し上げたところでございます。

当日は全国各地から出品された268品のお米の中から、予選審査を勝ち進んだ30品、25名、うち蘭越町5名が本町に集結され、決勝大会が行われ、特別審査員8名と全国から募集した一般審査員7名の、計15名の審査によるトーナメント方式で競われました。

会場は町内外からお越しいただいた大勢の方々で賑わい、全国の銘柄おにぎりの無料試食や、お米に関するクイズ大会などが実施され、また、中村裕之衆議院議員、村田憲俊北海道議会議長、土屋北海道副知事も御来場いただき、盛会のうちに終了いたしましたところです。

結果は新聞等で御承知と思いますが、グランプリに、蘭越町 佐々木和弘さんの「ゆめびりか」が選ばれております。

向山実行委員長をはじめ、実行委員の皆様には、御尽力いただきましたことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

11月25日月曜日と11月26日、この日は、大阪市へ出向き、11月1日付けで委嘱いたしました「蘭越町まちづくり応援大使」の溝畑宏氏に、委嘱状及び名刺を伝達しております。

溝畑氏は、元観光庁長官で、現在は大阪観光局の理事長でございます、これまで本町の観光アドバイザーをお願いしておりました。

委嘱に当たり、溝畑氏からは「らんこし米を中心とする大阪では手に入らない食材をコラボして「食と観光」を大阪から全国へ発信し、蘭越町をPRしていきたい」との心強いお話がございました。

また、元アルペンスキー選手で蘭越町在住の木村公宣さんについては、11月15日に役場にお越しいただき、HBCラジオパーソナリティーの斉藤こずゑさんについては、11月18日に札幌市へ出向き、それぞれ、委嘱状を伝達させていただきました。

斉藤こずゑさんについては、委嘱状を伝達したその日の夜のラジオ番組で、早速、御自身が応援大使に委嘱されたことのお話、さらには「らんこし米」を5名のリスナーにプレゼントするといった、ラジオでのPR発信を行っていただいたところでございます。

今後、道内のみならず全国にわたって発信力のある、この3名の方々がメディアやSNS、イベントを通じて蘭越町の魅力をPRしていただくことで、町を知ってもらい、どんな町か興味を持ってもらう一つのきっかけになることを期待しているところでございます。

また、翌26日は蘭越町港地区と寿都町磯谷地区で風力発電の建設に向け事業が進められております、尻別風力開発株式会社の親会社となる「大阪ガス本社」へ表敬訪問し、大阪ガスの宮川副社長、ガスアンドパワー伊藤社長ほかと懇談させていただきました。

宮川副社長からは、港地区の風力発電事業の推進状況とともに、引き続き、再生可能エネルギー電源の開発・運用を通じて低炭素社会の実現に貢献してまいりたいと、この事業にかける大きな期待を語られておりました。私からは、蘭越町の特産品についてPRをして懇談をさせていただいたところでございます。

11月29日木曜日13時から、この日は、山ろく7町村を代表し喜茂別町長と私で、ランニング専門誌「ランナーズ」の出版社であるアールビーズと「スポーツ振興によるまちづくりのための包括連携協定」の締結を行いました。この協定により、今後、出版社の専用サイトにおいて、協定町村のスポーツイベントや体育施設などに関する情報を広く発信していただけますので、そこから観光客の誘致や住民の健康増進につながることを期待しているところでございます。

1月28日木曜日13時から、この日は、8月に町内で開催されました、グッドドライバーレッスンで実施された「グッドドライバー体操」が、日本音楽健康協会が主催する、音楽と健康アワード「音健アワード2019」において優秀賞を受賞し、東京都学士会館での受賞式に出席して参りました。

この賞は、日本音楽健康協会が超高齢社会における健康寿命延伸の実現に向けて、歌と音楽を用いた健康活動の秀逸な事例を表彰するもので、医療・介護施設部門、自治体部門、一般部門の3部門各3組、合計9作品に選ばれたものです。

残念ながら本町は最優秀賞には選ばれませんでしたでしたが、湯川れい子審査委員長の講評では、「介護や健康増進の視点でしたが、運転技術延伸や高齢ドライバーに視点を向けた、新たなジャンルでとても斬新でした。」と好評価をいただきました。

3ページ、12月3日火曜日9時から、この日は、医薬品開発等を手掛けております、東京都のシミックホールディング株式会社、桑島副会長、羽野専務、佐野専務が来庁され、企業、大学、行政、住民が連携し、付加価値の高い農業振興や雇用促進の課題解決に向けた産官学民の取り組みについての懇談を行ったところでございます。

今後、事務レベルで具体的な内容を協議し、町に有益である場合は、連携し事業を取り進めてまいりたいと考えているところでございます。また、町のほうから、大手企業でありますので、人材の派遣や蘭越米のPRのお願いを併せて行ったところでございます。

12月6日金曜日16時30分から、この日は、第7回蘭越町民生委員児童委員協議会に出席いたしたところでございます。

新たに委員となられました石川智恵子さんと坂野紀昭さんに委嘱状を交付させていただきました。

また、協議会の会長には、住吉邦幸さんが再選されております。

なお、会議の中で、委員の皆さまに、改めて住民の立場に立った相談や必要な援助を行っていただき、社会福祉の増進に努めていただくことをお願い申し上げたところでございます。

4ページ、在来線の存続を願う蘭越住民の会、栗本会長さん他が来庁され、約1,400人からの署名とともに存続の要望を受けたところでございます。私からは、現在、北海道を中心とした沿線自治体の協議会で協議中であること、さらに、住民のこのような署名が、要請があったということ協議会でお話することを申し上げました。

さらに、今後住民にお知らせする資料等ができましたら周知したいとい

うことも併せてお話をさせていただいたところでございます。

次に、倶知安厚生病院の旧棟改築整備について、御報告を申し上げます。北海道厚生農業協同組合連合会、以下、道厚生連は、第9次中長期計画、2019年から2024年の策定にあたり、倶知安厚生病院旧棟の老朽化と耐震化の必要性から整備計画に盛り込む必要があり、羊蹄山ろく7か町村長と倶知安厚生病院等で構成する「倶知安厚生病院医療機能検討協議会」に整備計画が示されておりました。

羊蹄山ろく7か町村の首長としては、倶知安厚生病院が公的医療機関、地域センター病院、災害拠点病院、原子力災害医療協力病院としての機能を維持し、地域医療の確保、そして地域とともにより充実した体制づくりが、この地域で住民が暮らす上で必要不可欠である、との認識に立ち、環境整備を推進することは必須であるとの意志統一が図られてきたところでございます。

今後のスケジュールとしては、道厚生連の都合を考慮し、10月に大筋合意、年末までに決定が必要とされていると、9月の定例会後の全員協議会で報告を申し上げたところでございます。

その後、10月の大筋合意に向け羊蹄山ろく町村長会議において協議を重ね、また、10月31日には、道厚生連代表理事会長と山麓7か町村長との面談も実施し、道厚生連の自己資本による改築整備の可能性について、直接、会長とも協議しましたが、これまでの要請と同様の回答に終始したところでございます。

このことから山ろく7か町村長で更に協議を重ね、先般、12月5日に検討協議会会長の倶知安町長と副会長の私並びに羊蹄山ろく町村長会会長の喜茂別町長と3名で道厚生連を訪問し、1点目として、倶知安厚生病院改築整備にかかる整備費用の全額、令和元年10月現在、概算費用28億2,000万円を関係自治体が負担すること。但し整備費用の変更が生じる場合は、関係自治体で協議すること。

2点目として、不採算部門にかかる赤字補てん額を2億円として、令和元年度実績に基づき、関係自治体が令和3年度より支援すること。3点目として、地域医療構想に係る再編・統合や社会保障費削減のための診療報酬改定など、国の政策や情勢が先行き不透明なことから、検討協議会において、倶知安厚生病院の診療機能及び関係自治体からの支援等について協議すること。

以上の内容をもって、道厚生連代表理事会長・専務の同席の中、大筋合意に至ったところでございます。

この合意内容を基に、12月定例会終了後、速やかに検討協議会を開催



し、同協議会と道厚生連による、仮称でございますが、「倶知安厚生病院整備及び財政支援に係る協定書案」を提案し、承認をいただくべき準備を進めてまいりたいと考えております。

また、改築整備負担に係る関係自治体の枠組みとして、改めて共和町長、岩内町長、黒松内町長と面談をし、倶知安厚生病院の現状を説明し、自治体負担に関する協議に参加いただくよう要請しております。3町においては、一定の御理解をいただき、改築整備に係る協議への参加について、御承諾をいただいておりますので、併せて、御報告させていただきます。

今後、地域医療に対する地域住民の理解を得ながら、また、負担開始となる年度以降の財源確保等の課題が生じることとなりますので、国や北海道等に対しての支援要請を含め、強力に推し進めてまいり所存であります。

いずれにいたしましても、倶知安厚生病院は、二次医療病院としての地域の人々が安全・安心して暮らし続けていくために、大変重要な役割を担っているものでありまして、将来においても、無くてはならない倶知安厚生病院であることから、旧棟改築整備について協議を進めてまいりますので、議員各位の格段の御理解、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上で、倶知安厚生病院の旧棟改築整備についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明申し上げます。

同意第1号、第2号につきましては、蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございますが、12月20日に任期満了となります教育委員につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、委員の任命について議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号は、「蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の議決をお願いするものです。この条例は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布による会計年度任用職員制度の導入に伴い、必要な事項を定めるため条例の制定をお願いするものでございます。

議案第2号は「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の議決をお願いするものです。この条例は、議案第1号と同様に会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要があるため、条例の制定をするものでございます。

議案第3号は、「蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里設置及び管理に

関する条例」の議決をお願いするものです。

この条例は、三和地区において地域づくりを推進するための活動拠点施設として、「蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里」を設置するため、条例の制定をするものでございます。

議案第4号は、「蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」の議決をお願いするものです。この条例は蘭越町報酬等審議会の答申に基づき、蘭越町議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の引き上げについて、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号は「蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議決をお願いするものです。この条例は、令和元年度人事院勧告の内容を踏まえ、蘭越町職員の住居手当の改定、給料月額、勤勉手当の引き上げについて、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号は「蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例」の議決をお願いするものです。この条例は、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、所要の改正をお願いするものでございます。

議案第7号は「蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の議決をお願いするものです。この条例は、国の特定教育・保育施設等の運営に関する基準の改正に伴い、保育所等における食事の提供に要する費用の受領について、所要の改正をお願いするものでございます。

議案第8号は「蘭越町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の議決をお願いするものです。

この条例は、幽泉閣の宿泊料等の改定に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

議案第9号は、「蘭越町定住促進子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の議決をお願いするものです。

この条例は、昆布地区定住促進子育て支援住宅の設置に伴い、入居要件等を定めるため所要の改正をお願いするものでございます。

議案第10号は、令和元年度蘭越町一般会計補正予算第7号でございますが、歳入歳出それぞれ3,221万9,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、1款から10款までの、給料、職員手当等、共済費の追加につきましては、新規職員の採用、給料月額、期末勤勉手当の

引き上げによるもの及び職員退職手当組合精算負担金の追加によるものであります。

また、減額につきましては育児休業取得に伴うもの及び共済組合追加費用負担金額確定によるものでございます。

総務費では、蘭越高等学校国際交流事業補助金100万円の追加、地域情報通信基盤施設移設費等手数料108万円の追加、行政通信システム機器移設等手数料147万円の追加など合わせまして677万3,000円の追加。

民生費では、高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助132万2,000円の追加、障害福祉サービス自立支援給付費1,418万6,000円の追加、広域保育所入所負担金135万6,000円の追加など、合わせまして1,511万1,000円の追加。

衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金180万5,000円の追加など、合わせまして42万5,000円の追加。

農林水産業費では、箱罌購入費163万9,000円の追加、農業用マルチローターオペレーター技能認定取得事業補助金96万8,000円など、合わせまして216万1,000円の追加。

商工費では、商工業設備投資支援事業補助金90万円、ふるさと納税寄付者謝礼61万5,000円の追加など、合わせまして233万8,000円の追加。

土木費では、湯出の沢第1川河床整備ほか241万8,000円の追加、教職員住宅修理530万円の追加など、合わせまして492万円の追加。

消防費では羊蹄山ろく消防組合負担金51万5,000円の追加。

教育費では、蘭越小学校トイレ修理ほか23万4,000円の追加など、合わせまして11万2,000円の追加。

災害復旧費では、蘭越磯谷線災害復旧工事17万円の減額など、歳出総額3,221万9,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、自立支援給付負担金国庫補助金709万3,000円の追加、同じく道負担金354万6,000円の追加、前年度繰越金2,473万6,000円の追加など、歳入総額3,221万9,000円を充当するものでございます。

議案第11号につきましては、令和元年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ600万円の追加をお願いするもので、歳出では、売店用品費440万円など、合わせまして600万円の追加、歳入では、売店売上収入600万円を追加するものでございます。

議案第12号につきましては、令和元年蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ10万円の追加をお願いするもので、歳出では人件費、職員給他10万円の追加、歳入では一般会計繰入金10万円を追加するものでございます。

議案第13号につきましては令和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ108万4,000円の減額をお願いするものです。

歳出では、臨時職員の人件費、臨時職員賃金ほか108万4,000円の減、歳入では、一般会計繰入金108万4,000円を減額するものでございます。

議案第14号につきましては、令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第4号でございますが、歳入歳出それぞれ180万5,000円の追加をお願いするもので、歳出では水道施設修繕料112万円の追加など、合わせまして180万5,000円の追加、歳入では、一般会計繰入金180万5,000円を追加するものでございます。

議案第15号につきましては、令和元年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ34万5,000円の追加をお願いするもので、歳出では、消費税34万5,000円を追加し、歳入では、前年度繰越金34万5,000円を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番難波議員、質問席へ着席願います。

○議長（富樫順悦） 6番、難波議員。

○6番（難波修二） はい、6番です。1点、御質問をいたします。

人口減少社会に対応する組織機構の見直しについて。

来年度から、町の新総合計画がスタートいたしますが、今後さらなる人

人口減少社会を迎える中で、町民の暮らしを支える行政サービスを維持するための体制整備が求められます。

そこで、次の点についてお考えを伺います。

1点目、各種委員会等の組織見直し。9月の決算認定でも議論されましたが、各種委員会や外郭団体の組織見直し、委員のなり手不足などの状況について、じっくりと検討を進める時期ではないでしょうか。

2点目、町内団体等への波及について。町内の様々な公益的団体においても、組織見直しや役員の担い手問題はあるように思われますが、行政内部の取組とともに各団体の自主的な組織改善について、次代を見据えた取組を督励するような検討をされてはいかがでしょうか。

3点目、町職員の地域貢献活動への支援について。

職員が、地域団体ボランティア活動やスポーツ文化事業の指導、消防団活動など町の公益的な活動に従事する場合、従来から職務専念義務免除等の制度はありますが、今後予測される人材不足に対応するため、職員個々の専門技術を活用できるように、渡島管内鹿部町の取組事例を参考にして職専免や兼業規定を見直すことはできないでしょうか。以上3点、御質問いたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の「人口減少社会に対応する組織機構の見直しについて」の御質問にお答えします。

1点目の「各種委員会等の組織見直し」についてですが、現行例規上では、85の各種委員会が設置されておりますが、条例で設置しているもの、要綱により設置しているもの、また、費用も、報酬で支払っているもの、報償費としているものと統一されておらず、また、なり手不足や同一人物の委員重複など課題となっているのが現状でございます。

各種委員会の見直しにつきましては、「行財政再構築プラン」の実施計画により検討した経過もございますが、来年度以降については、地方公務員法の改正により一定の委員は特別職非常勤職員として厳格化されることとなり、条例の整備等を進めているところですが、現在、約20ほどの委員会については必要性が低く、廃止に向け検討している段階でございます。

また、残りの委員会についても、条例化等に向け、整理しておりますが、それぞれの委員会の目的、専門性、独自性もあり、一概に見直しできないものがありますが、内部で十分検討し、委員会での了解を得ながら段階的に見直しを進めていきたいと考えております。

なお、新たに委員会等で協議が必要となる案件が出てきた場合には、既存の委員会で対応できないか十分検討した中で取り進めていきたいと思しますので、御理解を願いたいと思ひます。

2点目の「町内団体等への波及」についてですが、町内団体においても、担い手不足をはじめ、関心の低下、活動の参加者減少、構成員の高齢化等、多くの課題を抱えていることをお聞きしているところでございます。

町としては、各団体の運営等に対し、直接関与することは難しい状況ではございますが、それぞれの組織の中での、自主的に改善の検討をしていただきたいと思っておりますが、町が、補助金等を出している団体等につきましても、課題等を伺いながら必要に応じて、支援、助言等を行ってまいりたいと思ひますので、御理解を願いたいと思ひます。

3点目の「町職員の地域貢献活動への支援」についてですが、地方公務員法で原則禁止されている職員の副業について、公益的活動等に限定し、容認している市町村は、現在、全国で5市町あり、北海道では鹿部町が道内で唯一、11月から取組を始めたところでございます。鹿部町では、人手不足解消と地域活性化を狙い、地域団体などの有償ボランティア、スポーツや文化関連の指導者、漁業支援を想定し、規則、要綱を新たに制定し運用していると伺っております。

職員の能力開発や地域貢献活動への参加の促進が図られ、人材不足の解消になることから良い制度であると思ひますが、現行の制度で対応できないものなのか、また、実際に報酬を得て実施する業務ニーズの有無、住民サービスはおろそかにならないか、過重労働にならないか、職員の意識等、制度化前に課題を検証し整理する必要もありますが、先行自治体の状況を伺いながら、検討していきたいと考えているところでございます。

以上、3点について、お答えいたしました。共通の事項として、担い手、人手不足が課題となっております。

このまま、人口減少・少子高齢化が進めば、地域コミュニティや行政サービスの維持が困難になるなど、自治機能の大幅な低下が懸念され、大変厳しい局面となります。

今後、町政を進めるにあたりまして、人口減少は避けられないという現実を直視した上で、移住定住政策や住民との連携・協働を図りながら、住民が地域で安心して、暮らし続けられる、まちづくり・ひとづくりに向け、第6次総合計画を基本として、進めてまいりたいと思ひますので、御理解を願ひます。以上です。

○議長（富樫順悦） 6番、難波議員。

○6番（難波修二） 3点とも提言と言いますか、そういうつもりで質問させていただいております。

1点目、2点目につきましては、おおむね了解をいたします。

現在、作業を進めているということは、9月の段階でもそういう御答弁ありましたので、了解いたします。

今、答弁にもありましたように、やっぱり20程度の委員会を、役目も終わったということで廃止をしていくと、こういうことですが、私も例規を引っ張ってみて、内部の委員会以外で60程度はあるなど、数えてみました。で、それはまあ行政内部の委員会なんですけど、それらで、もう統合してもいいものとか、あるいは廃止してもいいもの、そういうことがありますので、不断にそういうチェックをしていくということが必要かなというふうに思っております。

ひとつは外郭団体含めてなんですけど、最近ちょっと気になるのはですね、その団体の活動がマンネリ化してるなど。そういうふうに思われるものが散見されます。例えば、年間の事業計画で、会費を集めて会員へあまり使いもしないボールペンを配っているとか、そういうことが主な活動になっているとか、あるいは研修と称して、全て駄目だとは言わないんですけど、研修と称して物見遊山的なこと、買い物でどこかのスーパーに寄りますとか、研修の中身として大手を振ってそういうことをやられてるといふ、そういう団体もあります。そういう所は、はたしてそれでいいのかということも、指導、助言していくということも大事ではないかなと、こんなふうに思っております。反面、そういう、組織に加わっていただくためにある程度そういうことも必要だということは理解するんですけど、それがまさに主になっているということについては、十分理解をしてチェックをしていくということも大事ではないかなと、こんなふうに考えておりますので、ぜひ今後もそういう点について点検をしていってほしいと思えます。

で、そういうことについてですね、2点目なんですけど、やっぱり機会を捉えて、状況の点検をしていくと。町内の各団体についてですね、そういうことをやっていただくこともぜひお願いしたいなと思っております。

3点目について、少し再質問をさせていただきます。

今、答弁にもありましたけど、私は、町職員の持っているいろいろな知見を活用していくということは大事だと思っております。

で、3点ほど提案をさせていただきます。

1点目は、中学校の部活やスポ少の指導活動への参画ということをぜひ、

これから考えていってほしいなとこういうふうに思います。

先般、総務文教常任委員会で中学校を、学校訪問いたしました。校長先生の方から、部活動が近々に大変な状態になると、そういうことを説明を受けました。以前からそういうことは承知をしておりましたけど、やっぱり中学校の部活の指導、やっぱり学校の先生だけでは成り立たない時代になってきてると。そこをどうするかということですけど、やっぱり競技団体、あるいはその、提案するように、指導する組織の中に町職員も加わるような、そういうその競技団体との連携の中で、そういうことを、これから活路を見出していけないかということで検討していただきたいなと思っております。

それから、少年団活動についても同様ですけども、ぜひそういう道を作っていたきたいというふうに思います。

2点目は、以前から要望のあります、消防団への町職員の参画ということについて、ぜひこれからそういう時代が来ると思われますので、そこについても検討を進めていただきたいと思います。

3点目は2点目とちょっと関わるんですけど、例えば公益法人、社会福祉法人とします。社会福祉法人の法律改正が先般ありまして、組織のガバナンスを高める上で理事評議員会制度というのがかなり厳格になってきました。その中の評議員ですけど、評議員の中に知見を要する町職員を参画させることはできないだろうかということちょっと考えてありまして、法的な問題ももしかしたらあるのかもしれませんが、そうすることによって法人のほうの組織運営がスムーズになると。大量に入れることはまずいと思うんですけど、やはり、町職員からそこに1人加わるということについて可能性が得られないか、この場でできるできないは結構ですが、そういう検討をぜひしていただけないものかと思っております。

この3点について、やはり町職員の参画を奨励するという、町の内部の職専免あるいはその兼業の規定を整理をしていくということについてぜひ御検討を進めていただきたいというのが3点目の主旨でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えをしたいと思います。

各種団体の見直しについては、御答弁をさせていただきましたが、今、内部で調整をしているところでございます。

これについては限られた財源、それと人的、そういうものもありますの



で、十分これは前向きに今、総務課長中心に行っておりますので、それは進めていくような方法を取りたいと思います。

さらに新しい組織、これから時代の部分の流れに乗って組織を建てなければならない、その部分についても、既存にある組織を活用しながらできないかというかたちで行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

それと、先ほど議員から御指摘があった、各種団体の活動内容でございます。この点については、予算決算含めて各団体の方から事業計画、予算決算等も提出いただいておりますのでございます。

そのような中で、先ほど過度な、その団体目的以外の活動が主のようであっては困るので、十分職員のほうから補助金を支出する等含めて、内容聞きながら、時によっては指導、助言等を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

またあの、今、内部の部分については、副町長をトップとして、事務事業の見直しというものを管理職含めて行っております。

それぞれ課にある課題等も含めて、その内部で調整を図っていく、そういう機能も今、させておりますので議員からの御質問等含めて、各種団体、さらには補助金のあり方、その分も必要に応じて協議をしていきたいと考えているところでございます。

最後に議員から提案のありました町職員の副業等を含めた参加でございます。蘭越中学校の部活動への支援、少年団活動も含むと。さらには消防団の職員の参画、そして公益法人への評議員への参加という分でございます。これについて、できるできないという分はあれなんです、現在ですね、義務免と言って職務に関する義務の免除という部分の中で、職員も無報酬ですがその中でお手伝いしてる部分なんかもあります。スポーツなんかでいけばクロカンとか、いろんなそういう大会になんとか職員を参加して指導等してもらえないとか、それは私の中での、許容範囲の中で協力できるという部分については、現在も今やっているところでございます。

そのような中から、今、議員からおっしゃった副業も合わせた部分ということが、これがこれからの時代では私もだんだん人口減少に伴って、人材の育成という部分も含めて町職員がその中に入っていくというのは必要な部分もありますので、関係町村さらには法令等もきちっと確認しながら、進めるところは進めていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○6番(難波修二) ありがとうございます。最後の点についてもう1点、お話をいたします。例えば、消防団員になる場合もそうですし、活動手当が出ますよね。それからスポーツ少年団の指導、あるいは部活指導についても、やっぱり報酬が伴います。ですから、職員をそういうことに奨励をしてやるという場合、結局そういう報酬等が出てきますから、そうすると単に職専免の許可だけでは、それは地公法上まずいということになりますので、当然、兼業の許可、届を出すということですね。そういうことで、いわゆるその有償ボランティアについても、当然それを得て活動できるという、そういう道をぜひ整えておかないとまずいということで、まさに鹿部町の例はそういうことですね。職員が地域に出れと。出て、そこでボランティアの活動をして、報酬を得てもいいですよ。その場合の条件をきちんと列記した、整備をしていくことだと思いますので、ぜひそのことについて掘り下げて、そのことによって、町の手薄になってる部分を職員が持っている技能を活用して、本人の過重にならないよう、町長からさっき答弁ありましたけど、本人の過重にならない、しかも本来の業務に支障のないという前提の上でそういう活動をできるということ、町としてそういう体制を整えていくということは大事だと思います。ぜひそういうことについて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(富樫順悦) 金町長。

○町長(金秀行) 難波議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、各職員においてもですね、いろんな、スポーツ関係含めて、協力に出ている部分もあります。

その中で、どうしても報酬等を受け取る、そういう部分も出てきます。それは地方公務員法に抵触しない範囲の部分の中で、実は、営利企業等の従事許可という申請を出してもらって、その中で勤務、さらにはその条件内容をきちっと検討した部分の中で許可を出しているという部分もあります。

ただ、鹿部町で行っているのは、さらにそれを厳格化してきちっと制度化してるという部分でございますので、この点についてはいろんな事業がこれから予想されます。消防団員についてもぜひ、団員が不足している部分の中で、役場職員が入団してもらいたいということも含めて、町内でも業務に支障ない限り、団員に入るということについては、その分では否定はしておりませんので、ただやるとなれば、議員おっしゃるとおり、きち

ったとした法整備という部分が必要となってくるということは考えられますので、この点について内部で検討させた部分の中です、せっかく行って、後からいろんな部分の中で問題が出てきたら困りますので、十分検討した中で進めたいということで御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって難波議員の質問を終わります。  
ここで10分間、休憩をいたします。再開は11時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。  
休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
3番、永井議員、質問席へ着席願います。

○議長（富樫順悦） 3番、永井議員。

○3番（永井浩） はい。町長に質問させていただきます。

籾殻等によるバイオマス資源で作られた固形燃料の活用について。

平成30年第1回定例会、二次通告分質問において「クリーン農業」と「環境に配慮する町」を意識した今後のもみ殻の活用について質問させていただきました。可燃ごみの固形燃料化のように、資源としての活用を研究開発しては、という主旨でした。

その折、町長からは、蘭越町地域新エネルギービジョンの見直しを行うため、経済産業省にエネルギー構造高度化転換理解促進事業の補助メニューを要望しており、その中で籾殻や稲わら等のバイオマス資源の活用、バイオマスボイラーを用いたハウス栽培等について検討したいとの答弁をいただきました。

こんにち、答弁が現実化され、機械の導入、籾殻等による固形燃料の試作がなされているところです。まさに蘭越町の基幹産業からの視点での持続可能な開発目標「SDGs」の第一歩と思います。

現在の所管は総務課まちづくりですが、今後、所管する課はどうなるのか、農業者との関わりは、運営は誰が行うのか、籾殻等の輸送・集積場所、本格製造の施設、保管場所、バイオマスボイラーを用いたハウス栽培等についての方針など町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の「籾殻等によるバイオマス資源で作られた

固形燃料の活用について」の御質問にお答えします。

まず、これまでの経過について若干、御説明申し上げます。

昨年、経済産業省の「エネルギー構造高度化転換理解促進事業」の補助金を活用し、町の「新エネルギービジョン」と「再生可能エネルギー地産地消モデル事業計画」を今年3月に策定いたしました。

このモデル事業計画に基づき、籾殻を利用した熱利用事業を最優先とし、今年度から2ヶ年の計画で「温室ブランド農産物栽培実証事業」を進めておりますが、今年度の実証事業においても、経済産業省の補助金を受けて、町で籾殻圧縮形成機及びボイラーを購入し、また、プロジェクト推進協議会において実証する農産物をトマトに決定の上、10月上旬に約900本の苗を定植し、冬期間のトマト栽培を開始したところでございます。

実証事業場所は、育苗施設の土保管庫や温室ハウスを活用し、籾殻燃料の製造については企業組合に、トマトの肥培管理や収穫・出荷等についてはJAトマト組合長等にそれぞれ委託し、農林水産課と協議・連携しながら取り進めております。

また、籾殻圧縮形成機で製造した「籾殻燃料棒」は約24トンで、11月からは籾殻専用ボイラーを稼働し、来年2月までの期間でトマト栽培を予定しております。

現在のトマトの生育については、籾殻と灯油ボイラーの併用により育苗ハウス内の温度は一定に保たれているものの、日照不足、地温の低下等により、夏季栽培のような収量は期待できない状況ではありますが、収穫されましたら、幽泉閣やニセコ・ヒラフ地区のホテル・レストランで使用いただくことを検討しております。

議員御質問の「今後の所管課、農業者との関わり、運営形態、籾殻等の輸送・集積・製造場所、ハウス栽培等」につきましては、今年度の事業終了後、日照やハウス室温、管理形態、ボイラー稼働状況等、数値的データを基に実証結果を検証いたしますが、現時点での、今後に向けての課題・検討事項として、次の4点に整理しているところでございます。

1点目は、トマト以外のイチゴ栽培、レタス・ほうれん草などの葉物野菜の可能性も含め、2年目の栽培実証でのブランド農産物の確立。また、今年度のトマトの販売実績・ノウハウを踏まえ、安定した販売ルートの調査。

2点目は、籾殻燃料の活用方法として、暖房用としての販売、また、固形する前の籾殻粉碎物を、野菜苗の培養土にすることや燃焼後の灰を融雪剤に活用するなどの調査・検討。

3点目は、籾殻の保管場所や燃料製造場所、温室ハウス等については、

農業者・農業団体・民間企業など、民間主体の事業体が事業を進めることを前提とした候補地の検討や関係機関との調整。

4点目は、実証事業のプレイヤーから本事業のプレイヤーに転換することから、町内で事業を推進できる事業体、農業者・生産団体・民間企業等の形成や町の支援体制を検討したいと考えているところでございます。

また、担当課については、総務課のみならず農業振興、観光振興・地域振興などの関連性があることから、農林水産課をはじめ関係各課と横断的な連携が重要であり、一体感をもって取り進めてまいりたいと考えます。さらに水稲ほか各生産組合長や農業振興プロジェクト会議委員など、10名の粃殻利用実証事業プロジェクト推進協議会においても検討いただきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、らんこし米から発生する粃殻は、年間約2,000トンで、廃棄物だった粃殻を燃料化し、地域資源の循環で環境にやさしいエネルギーシステムとしてらんこし米のブランド化の強化・知名度アップを図るとともに、町内外の多くの方に粃殻への関心を高め、次のステップへつなげてまいりたいと考えております。

また、来年度も実証事業を継続するためには、今年度と同様、補助金を受けることが必要となりますので、経済産業省等関係機関に要請していきたいと考えておりますので御理解願います。

以上でございます。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） ただいまの町長報告にありましたとおり、かなり実績面でも先が、夢が広がってきたということで、大変良い結果だと思えますし、今後ますます良い方向に向けて発展していったほしいと思えますが、ちょっといやな言い方になるかもしれませんが、稲作地帯の農家さんというのは、冬働きたくないという方がよくあります。この話を農家さんにしましたら、一生懸命働いて、秋で仕事やれやれ、という時に雪降って、その期間に働きたいかなという人もおりますし、補助金がある人なら元気なんだけど、そこを切れてしまうとね、という、なんとなくそういう話が過去にありました。

なんとか今あったように、結局利益があるということが大前提だと思いますし、またやる気のある農家さん方を抽出するというか選んでですね、団体を組んで、そして利益を出るんだということを実証させると。やはり

継続的なことが継続的事業が運営されると思いますので、その辺をうまく利用して、利用という言葉は良くないですね、運営していただきたいと思いますが、例えば今、どういう農家さんの若い人たちとかやる気のある人が運営したいということになるとと思いますが、どういう方々を具体として考えていますか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁もさせていただきましたが、これまで廃棄物としていた籾殻を、燃料や融雪剤に活用すると。やはり安全安心な農作物を供給できるようにしたいという願いのもとで、これを進めたんですが、やはりやっていく中では、新しいことをやるとなると、やっぱりリスクとかいろんな分が出てくるということも考えております。

ただ、その中で前向きに、町としては燃料をある程度作る、その事によって、それをハウス内で使ってもらうようにするためには先ほど議員が言った、利益というふうに考えております。

燃料を作ることは、ある場所があって、籾殻を持ってきてもらって、なれば1年中燃料はできると。その燃料をハウス内に、冬期間含めて春先から活用して利益が出るようにするという分についてはすぐにはやはり、私は成功するという分の中ではいろんなリスクがあるかなと思っております。

ただこれから新しい、新たな農業、さらには二セコ地区での富裕層の方々に安心安全な農作物を提供するという部分の中では、ホテルとかそういう所とうまく提携すればですね、少しでも進むことができるのではないかと考えていて、今、内部でこのことを、ホテルへの営業も含めて、まあこれは実証段階ですが、行っています。

議員おっしゃった、どういう人方をターゲットに、ということだと思います。やはり今、やれるとなると、園芸作物、そういうことをやっている農業者の方々がある程度、私は、やりやすい方法になるのではないかなというふうに思っております。

担い手を含めた、メロンとか野菜等やっている方々に、ぜひこの場所を見ていただいて、少しでも収入が得られる、秋からですね、真冬までじゃなくても12月くらいまでその期間に提供できる、そういう部分が少しでもできれば、私は次の段階に進んでいけると考えているところです。今、議員がおっしゃった、どういう人方に、というのはやはり今私は、トマトとかメロンとか、そういう葉物関係も含めて、ハウスとかやっている方々

が中心としてやっていただければありがたいなと思ってます。そういうのも含めて、実は今、プロジェクト会議というかその部分の中で委員の方々にもお願いをしております、さらには4Hの方々、さらには農協の、JAの青年部の方々とかそういう方が少しでも興味を持ってもらって、次へ進めるような、そういう仕組みにできないかということで今、検討を進めているということで御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） そうですね、最初のお答えにもありましたように、広く募集しているいろんな、農業者だけに頼らずという話も、広くというかたちであったという、町長が言われたとおり、今からいろんな売り先だとか営業をですね、活動していくという答弁いただきましたが、はいできました、これから販売しますと言ったって事業が起きてないためなので、本当にすばらしく、今からやっているというのは大事なことだと思います。

ここでやっぱり、なんでもかんでも補助からまず始まるんじゃないくて、やはり広く資金を集めるかたちで、それでこれ、私は、うまくやれば化けるんじゃないかという気がするんですね。この地域内の、冬でもイチゴが採れますよ、レタスができますよというのは本当にすごい強い武器になると思うんです。だから、全体から、それぞれリスクはありますよ、でも皆でやってみませんかということで、資本集めて組合なり株式会社を今から準備しておいて、ある程度試験操業が終わった時に、これだけの実績があるから皆さんどうですかというかたちで、その時に同時に会社を設立して皆でやっていくと、その時にもメンバーがある程度集まっている状況を作れば、うまくタイヤがまわっていくというかたちになっていく、ギアが入って、ブレーキを外すだけだと、クラッチを外すだけでそのまま動くというような状況にするべきだと思います。まだ来年も試作するという話で、あと1年か2年ありますので、その間に運営方法を確立していただいて、そして出発する時はよーいどんで出発して、失敗しないと言いますか、望み通りの事業が展開できるように持って行って、設計図を作ってもらいたいなと思いますがいかがなものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃっているとおり、私も、そのように進めていければ一番いい

というふうには考えております。そのためには、実証している部分の中で、コンサルも入ってきてますが、ニセコ含めて比羅夫のホテルの方にPRに行って、そして今こういうことをやってるんだということをホテルの人がたに見てもらおう、そしてこういうことができれば提供できる、そういうことも内部で検討しながら進めていってるという話も伺っております。

ただ、いずれにしても、トマトをひとつ今やっていますが、かなり冬場は日照不足という、そういう部分の問題があって、糖度がうまくなるかどうか、いろんな、やってみて出てきているというのが現状でございます。トマトで行くのがいいのか、イチゴがいいのか、さらにはホウレン草やレタスの葉物だったらいいのではないかと、そういうのも今、プロジェクトの中では検討しながら、来年度もう少しそういうのも含めてやっていきたいと思いますという話も出てくるということで伺っております。

議員おっしゃった、あと1年は国の補助をもらって何としても私は続けていきたいということで、私は国の方にはお願いはしております。ただ、議員おっしゃった、再来年に設立に向けてきちっとしてついていけるかということについては、内部でいろいろ協議しながら努力はしたいと思っておりますが、私は、やはり順序立てて、すぐにはなかなか行けないけども、いろんな農業振興を進めていく分の中ではこれから必要な部分だなというふうにぜひ考えております。

そのためには、町としてできるいろんな協力、支援という部分については、議会と相談しながら、私は進めてまいりたいと考えているところです。新しいものに挑戦する、今、ニセコでは多くがホテル等が建っております。その中で蘭越町は、農業を中心とした安心安全な食料、そういうものを私は提供できるように、そういうシステムができればいいなというふうに考えております。

若い人も興味を持ちながら、この分の中に参加をしてくれておりますので、十分、町でできる部分、さらにはいろんな力を借りながら進めていく部分について、もう少し協議を進めながらやっていきたいということを、すぐにはできない部分もあるかもしれませんが、進めていきたいことを答弁させていただいて、終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） 新しく来た観光課の山口要さんもおっしゃっていましたが、地元農産物は観光資源だという話もされておりました。



特にこの持続可能な開発目標的な、こういう再利用で生産された野菜のブランド、蘭越で作られた、もう廃棄物ではない、作られた粃殻で観光資源である野菜を作って、そしてそれを販売して、そして皆さんに安全な野菜を供給していると、そういう素晴らしい施策が蘭越町の特徴だと、素晴らしい観光資源になると思います。今後も本当に期待してますのでよろしくお願いいたします。

質問は終わりますが、何か。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） お答えします。繰り返しになるかもしれませんが、廃棄物として今まで活用できなかったその粃殻を、まず活用したい、それが燃料として活用する、その燃料の活用の仕方が、一般家庭で使ったりとか、いろんな部分のボイラー、その燃料として使える部分と、その燃料をさらにハウス等の栽培等の中で活用して、新鮮な農産物を提供する部分の中で今、実証実験を進めております。

先ほど申したように、作ることは可能だと思います。その作ったものをさらに活用させていく、そこの部分についてはやはりリスクもあるなということがありますので、実証実験含めながら少しでも安心安全なものを、農業者から興味をもらって、これだったらいろんな人と連携しながらやっていける、そういうような協議会含めて進めていけることが必要ではないかということで今、考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって永井議員の質問を終わります。

○議長（富樫順悦） 次に、2番田村議員、質問席へ着席願います。  
2番、田村議員。

○2番（田村陽子） はい、2番田村です。

まず、一つですけど、選挙投票日を平日にできないかということ、選挙管理委員会に質問したいと思います。

子どもの頃から投票日は日曜日と決まっていたと思っていましたが、隣の黒松内町や寿都町では平日投票と知り、各町の議員さんたちにお聞きしたところ、経費が抑えられるとのことでした。

また、イベントの多い我が町ですので、貴重な休日も有意義に過ごしていただける、職員の方に、追加します、有意義に過ごせると考えておりま

すので、選挙投票日を平日にすることを提案したいと思います。

○議長（富樫順悦） 山口選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（山口宏悦） 田村議員の選挙投票日を平日に、の質問にお答えいたします。

公職選挙法では、原則として任期満了日前30日以内、その他の選挙はその選挙を行うべき事由が生じた日から40日または50日以内に選挙を行うよう定められており、具体的な選挙の日取りはその地方公共団体の選挙管理委員会が法定の期間内の適当な日を選んで定めることとなっておりますが、本町の議会議員選挙については、臨時特例法により、統一地方選挙日程により執行しているところでございます。

現在、後志管内では平日選挙を執行している所は、議員御承知のとおり寿都町と黒松内町の2町でございます。黒松内町においては、平成7年から実施しており、平成8年には投票区を8投票区から7投票区とし、また寿都町では平成17年から平日投票を実施するにあたり、投票区を12投票区から4投票区に削減し、投票立会人等の担い手不足の解消や職員人件費の抑制を図っていると伺っております。

本町でも、以前は17投票区ありました選挙投票区の統廃合や、選挙ポスターの掲示板設置個所も77か所から50ヶ所へ見直すなど、経費抑制及び事務の効率化を進めてきております。

さて、平日選挙の執行につきましては、本町では、御存じのとおり現在、11投票区あります。投票事務の実施体制としまして、職員については、係長を中心として職務代理者11名、事務従事者は、係長以外の職員を25名、本部は総務課を中心に10名と46名の体制で多くの職員が関わっております。

また、開票事務におきましても、管理職を中心に本部を除き35名が関わっております。平日選挙を執行するとなりますと、このように多くの職員が関わっておりますので、日常の業務、住民サービスに支障をきたすことが懸念されることから、投票区の更なる統廃合を行う必要があると考えるところでございます。

また、様々な職業の方がおられる中で、投票率の影響も懸念されますので、町民の意見を聴くなど一定の調査も必要と考えます。

議員からの貴重な御意見をいただきましたので、平日選挙に係る、メリット、デメリットを整理し、町部局の御意見もいただきながら、効率的な選挙の実施について、検討させていただきたいと思っておりますので、御理解願

います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 今の委員長の御答弁のように、地方公共団体の選挙というのは実質的に、期日というのは原則は決めれるというのを私も調べました。特例というかたちで、議員選挙に関しては、蘭越町に関しては、統一選ということでこの4月にも行われて、今後も何もなければ4年後の任期満了ということで、変わらないということで理解しております。

来年度行われる町長選に関して、10月に行われる選挙に関しては、そういう平日投票も可能じゃないかなということを考えております。そこに関してはいかがでしょうか。お聞かせください。

○議長（富樫順悦） 山口選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会（山口宏悦） 答弁は書記長の方からいたしたいと思えます。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 選挙管理委員会の書記長のほう務めております、総務課長の小林です。

来年の町長選というふうになりますと、あと1年程度もないという状況でございます。この、選挙の平日選挙なんですけど、先ほども言ったように、投票率、この影響が一番、どういうふうになるかということが大きいかなというふうに思います。

単純に投票区を少なくするというのもいいんですけど、何よりも選挙、特に地方公共団体の選挙ですので、1票の重さというのは非常に大切になってくると思います。そういう中で、今までは歩いて投票所に行けた人が歩いて行けなくなる、じゃそれをどういうふうに代替するんだということも、丁寧に地域のほうに説明をしていかなければならないということもありますので、来年の町長選挙ですか、そちらの方に間に合うかということとはちょっと難しいかなと思います。しばらく時間をかけての必要性があるかと思いますが、選挙管理委員会の中で非常に貴重な御意見でございますので、積極的に検討の方進めていければというふうに思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 総務課長の御答弁ということですが、現在も不在者投票の制度というか、かなりそれも浸透してきておりますし、そこでの投票でかなり済まされる方も多く、機能していると思うんですよね。ですから前日、そのこのところの不在者投票での効果もかなりあるんじゃないかということもきっちり検討していただき、そして、歩いて投票所に行けない、近くになくなったら投票所に行けない、統合したら投票所に行けないということも工夫はできる可能性もあるんじゃないかと、考えなきゃいけないんじゃないかと思っております。

前日の準備とかも含めて、土曜日、休日、時間外ということで支出もあると思いますし、そちらのほうの考えも検討していただきたいと思います。そして、住民へそういう打診を聞くということも今後していただけるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいまの質問なんですけど、期日前投票ですね、こちらの方、かなり多くの人、利用されてるわけなんですけど、地方公共団体の選挙となりますと、国選よりも日数が短いというのがございます。そういうことも踏まえてなんですけど、期日前に投票の割合等も加味しながらですね、これからですね、平日選挙については、委員会の中でどういう取扱いをしていくかということも検討していきたいと思っておりますので御理解お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） これに関しては、これで質問を終わります。

○議長（富樫順悦） それでは、2項目の質問に移って下さい。  
改めて挙手して下さい。

○2番（田村陽子） はい、議長。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 2つ目の質問をさせていただきます。

今後予想される自然災害での公的補償について。

ここ数年、地球規模での急激な気候変動による甚大な災害が多発し、比較的災害の少ないと言われている我が町も様々な対策を取り始めているところだと理解しております。

しかしながら、被災後9年近く経つ東日本大震災、昨年の西日本豪雨や胆振地震、今年の千葉や東北を襲った台風など、各地では生活復旧が追いつかず、更には、支援の網の目からこぼれる被災者や、被災者が仮設住宅に入れても退去期限に迫られていることによる、複数の転居のストレスなどで自助努力の限界に苦しんでおられるとの事です。蘭越町でも災害があった際、全被災者の生活基盤を建て直す為に使える資金を積立てておられますか。

町としての「いざ、災害復旧」の場面に対応するシステムづくりはどうなっていますか。お聞かせ願います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の「今後予想される自然災害での公的補償について」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の災害は大規模かつ多様化しており、発生の地域や時期、規模の予測が難しく、本町においても、いつでも起こりうるとう十分認識しているところでございます。

町としましても、4月に総務課企画防災対策室に防災係を新たに設置し、防災業務に特化した防災マネージャーの配置、防災ガイドマップの作成、避難所用備蓄品の整備、庁舎非常用発電設備の再整備、港地区津波避難タワーの建設など、災害に強いまちづくりを目指し、地域防災力の向上に取り組んでいるところでございます。

さて、被災者に対する支援でございますが、国民経済に著しい影響を及ぼす程の大きな災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる災害に対しては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」通称「激甚災害法」に基づき、国から一定の支援が行われるところでございますが、議員御指摘のとおり、精神面など支援しきれない部分もあることと思われまます。

また、本町に災害があった場合、全被災者の生活基盤を建て直すために使える資金を積み立てているかとの御質問でございますが、本町において

は、災害があった際、被災者の生活基盤を立て直すための独自の資金として、議員御承知のことと存じますが、「北海道市町村備荒資金組合」での積み立てを行っております。

この組合は全道の市町村が加入する一部事務組合として、昭和31年2月に設立されており、設置の目的は、北海道内の市町村が隣保相扶の精神に則り、一部事務の共同処理を通じて、相互の福利増進と財政運営の健全化を図ることとしております。

具体的に申し上げますと、各市町村がそれぞれ災害等の緊急時に要する費用を事前に積み立てしておくための組合で、災害の時には普通納付金の最大2倍まで交付されることになっています。

本町でも、この組合に積み立てをしておりますして、現在の残高は普通納付金が約3億円、超過納付金が約1億5,000万円、合計約4億5,000万円となっており、有事の際には約7億5,000万円の資金を災害復旧に充てることができますのでございます。

災害の種類、規模等により、支援方法等に違いは出てくるとは思いますが、国等の支援が及ばないところへは「蘭越町災害弔慰金の支給等に関する条例」による支給、貸付を行うのに併せ、この資金を活用し、生活再建や地域の復興に取り組みたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、災害が発生した際には、速やかに災害復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要があることから、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況等を勘案し、迅速な現状復旧や中長期的課題の解決が図られるよう、今年三月に見直しいたしました、地域防災計画中にあります、災害復旧・被災者援護計画で対応するシステムとなっております。

議会におかれましても、「蘭越町議会災害時対応マニュアル」を作成していただいておりますので、被災住民の支援と被害復旧のために連携し、非常時に即応した役割をしていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 防災への各いろいろな取組は承知しておりますし、一生懸命されているなというのも存じております。

防災マップ、防災タワー、無線、発電機、備品整備、とてもとても大事なことを取組み始められているなということはごく伝わっております。ですが、防災、国の公的補償とか、災害弔慰金とか見舞金、阪神淡路大震災

がきっかけで制定された被災者生活再建支援制度というのも、金額を見れば最大で300万、それ以外に、本当にもらえる人でもそれ、もらえない人からしたら、生活再建するのに、とてもとても、もらっても300万で、もらっても再建に届かないという状況が発生しています。そういう中で、町独自に備考組合に積み立てられて7億円使えるものがあるということですが、町独自で生活基盤を建て直す助けが相当必要だと思いますので、そこに決まりとか最大限度、使える決まり、限度、困っている町民をみんな救える金額であるのかどうかということは、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

議員御承知のとおりですね、災害が起きた場合は、まず国の方の激甚災害法に指定がされれば、その分の中で国から支援がされるという分があります。また、町としても、独自に条例を制定しておりまして、その中で給付できるシステムもございます。

更に、申し上げました備考資金においてですね、最大、今の部分からいくと約7億5,000万の資金を使うことができるという分でございます。ただ、その部分が、災害の大きさによって、私はどれだけ補助できる、支援できるというものがあると思います。

議員おっしゃってるとおり、これで足りるのかということは、災害の規模によってですね、これは本当に、昨年3つも大きな台風、今年ですね、3つも大きな台風があった千葉県や東北、その分の中ですぐ復旧ができるかというやはり、それはなかなか難しいものがあるかと思います。ただ、町としてはいま現在、そういう備考資金を含めて、条例にもある分について活用しながら、いち早く支援を行う制度はありますという部分でまず御理解をしていただきたいと思っております。災害の大きさによっては、国の力、いろんな部分で協力をしていただかなければ出来ない部分というのが多々あると思います。国においても、激甚災害法に指定されましたら、ここに係る以上に災害復旧において、今、厚真町含めて、胆振東部地震の復旧に、国からいろんな部分の支援をしているという状況もございますので、足りますかということにお答えをすとなれば、私は、災害の程度、その分によって、町のほうでできる、さらには国でお願いしなかったらならない部分、企業とか義援金、いろんな部分をお願いをして、支援を受けながら、町民の人が、方々が1日も早く復旧できる、そういう、生活が元

に戻れる、そのために町として議会と協力して行っていきたい、という気持ちはあることを答弁させて頂きたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 金額に関しては、それ以上言えないというのはこちらでも承知いたします。そして、その災害が起きた時の迅速なシステム作りと言いますか、そちらの方がやはり、資金があってもどう、うまく活用していくかということで、そっちのシステム作りのほうが大事だと思っております。去年の胆振地震の時に、その後、以前いましたけど、安平町のボランティアセンターにボランティアに行った時にですね、かなりそのボランティアセンターの立上げが早かったですし、そこでうまく町民の要望をすごく取って、拾って、機能していて、そしていまだに、ボランティアセンターがちゃんとボランティアに登録した人たちへの、こういう住民への要望がありまして、助けてもらえませんかという、今もきっちり機能しておるんですよね。そういうもののシステム作りというのが、どうも蘭越町には、私的には見えない、町民には見えてないと思いますので、そちらの方のシステム作りなりをやりながら、町民へ常に防災意識を持ってもらうために知らせて、明確にしておく必要があると思います。そちらに対してよろしくお願ひします。お聞きします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の質問にお答えをします。

災害が起きた以前に、災害に強いまちづくりを進めることが必要だと私も考えております。そのためには、ハード部門の整備、さらにはソフト部分の整備が必要だと。その中で議員が再質問でおっしゃった、日頃から、災害が起きた時にどういう態勢、訓練を取るかということが大事だと考えております。

防災マップも作りましたけど、それをいかに町民の方々が理解をして、災害が起きた時にどのように自分に対応するのかということが大事だということから、地域防災マネージャーを設置して、私はできるだけ防災マネージャーが地域に出て行って、住民の方々といろいろ説明会を通してですね、災害が起きた時にはこういうふうにして下さい、どこに避難してください、日頃からこういうものが重要です、そういう訓練含めてですね、行政として行える、そういうことがより一層大事ではないかと考えていると



ころでございます。

起きてから行う、起きる前に皆でできること、そういうことを防災計画のその部分含めて、ソフト面に強い防災体制は必要であると考えておりますので、議員の御質問のとおり、地域防災マネージャー等含めて、住民に災害に対する心構えというものは強化してもらいたいと考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ここで暫時休憩をいたします。

再開は10分後にいたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

休憩前に引き続き、田村議員の質問を受け付けます。

田村議員、3項目の質問に移って下さい。はい、田村議員。

○2番（田村陽子） 3つ目の質問をさせていただきます。

子ども達の未来の可能性を伸ばす独自サポートを教育の幹に、アスリート基金創設、これを質問させていただきます。

世界有数の雪質をもつ環境を活かし、蘭越町は昔からウィンタースポーツ選手が多く輩出された歴史があります。

現在の子ども達も少ないながらも、各種スポーツや文化活動に頑張っています。

その中でも、今年、全日本スキー連盟のジャンプ強化選手に選ばれた旧三和小出身の池田龍生君の活躍は、オリンピックに一番近い希望の存在です。ここに至るまでの御本人とご両親の継続した努力には頭が下がる思いです。

蘭越町の子ども達の個々の特性ややりたい気持ちを大切に、夢や憧れをもって練習に励むことができるよう、経済的負担を町の希望料としてサポートしていく大きな温かな方針は、町独自の魅力としてアピールできると考えます。

有名になってから応援するのではなく、育てる応援のアスリート基金の創設の御検討を提案いたします。お考えをお聞かせください。

（3番永井議員「議長」と呼び発言の許可を求む）

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） ただいまの、田村議員の質問の中に、個人名、個人の活動が含まれております。これは、地方自治法132条において、普通地方公共団体の議会、会または委員会において、個人の生活にわたる言論をしてはならないという法律に抵触する恐れがあります。

現在、彼は大学生であり、個人の元で活動しております。

この質問は、この方と親の活動を紹介し、経済的支援の基金の設立を求めており、また、もし議会からこの方の活動が発信され、その方と親の努力に対し、善意であれ、支援する方が現れた場合、議会は特定の個人に対し、利益の誘導をした可能性ということがありますので、この質問に対し、質問の撤回を求めます。以上です。

○議長（富樫順悦） ただいま、永井議員から田村議員の3番目の一般質問の撤回の動議が提出されました。

提出されました動議成立には1名以上の賛成者が必要です。

お諮りいたします。賛成者おりますか。

（「賛成者」あり）

賛成者がございますので、永井議員の動議は成立いたしました。

ここで、一般質問の撤回をすることの動議を、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり、決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

起立多数であります。賛成多数であります。

よって、動議成立いたしました。

これをもって、田村議員の質問は終わります。

○議長（富樫順悦） これにて、一般質問を終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。再開は13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

日程第5、選挙第1号蘭越町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

（5番向山議員「議長」と呼び発言の許可を求む）

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○5番（向山博） 動議を提出いたします。

蘭越町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることを望みます。

○議長（富樫順悦） ただいま、向山議員から選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法について、指名推薦により執り行われたいとの動議が提出されました。

動議成立には、1名以上の賛成が必要であります。

賛成者はおられますか。

（「賛成者」あり）

賛成者がおりますので、向山議員の動議は成立いたしました。

○議長（富樫順悦） ただいま、向山議員から、蘭越町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法については、指名推薦により執り行われたいとの動議が提出されました。

この動議は賛成者がおりますので、成立いたしました。

選挙の方法は指名推薦とすることの動議を、直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） それでは、指名の方法についてお諮りいたします。

（5番向山議員「議長」と呼び発言の許可を求む）

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○5番（向山博） 動議を提出いたします。

指名者に、富樫議長を指名いたします。

○議長（富樫順悦） ただいま、向山議員から指名の方法については、議長が指名することの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がおりますので成立いたします。

指名の方法は議長が指名することの動議を議題として、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

従って、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） それでは、指名いたします。

選挙管理員には、山口宏悦さん、干場良広さん、丸田伊智子さん、畑下力さん、選挙管理委員補充員には、第1順位・宮本勝義さん、第2順位・福原政幸さん、第3順位・古矢博子さん、第4順位・山本阿津子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名しました方を選挙管理委員および補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙管理員は、ただいま指名いたしました、山口宏悦さん、干場良広さん、丸田伊智子さん、畑下力さん、補充員は、第1順位・宮本勝義さん、第2順位・福原政幸さん、第3順位・古矢博子さん、第4順位・山本阿津子さんが当選されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、同意第1号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました同意第1号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

同意第1号で同意を求める教育委員会委員につきましては、蘭越町字富岡457番地13、及川かをりさんであります。

及川さんは平成23年12月21日から教育委員として2期務められており、再任ということとなりますが、地域の信望も厚く、人格が高潔であり、教育に関し識見を有されている方でございます。蘭越町教育委員会委員として議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたし

ます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、同意第1号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、同意第2号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました同意第2号蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

同意第2号で同意を求める教育委員会委員につきましては、今回、任期満了をもって退任される池田 志津子委員の後任として、新たに任命させていただきたいと考えている方でありまして、蘭越町字相生33番地31、西元 裕子さんであります。

西元さんにつきましては、平成25年から31年までスポーツ推進員を歴任され、これまで本町の教育分野に多大な貢献をいただいております。また、地域の信望も厚く、人格が高潔である方でありまして、蘭越町教育委員会委員として議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、同意第2号、蘭越町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第1号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「小林総務課長」

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について御説明申し上げます。

この条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものです。

それでは1ページを御覧願います。

第1章総則、第1条の目的ですが、関係法令に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものです。

第2条の定義ですが、第1号フルタイム会計年度任用職員は、常勤職員と勤務時間が同一の者、第2号パートタイム会計年度任用職員は、常勤職員より勤務時間が短い者と定義するものです。

第3条の会計年度任用職員の給与の規定ですが、給与とは、フルタイム会計年度任用職員については、給料、各手当を、パートタイム会計年度任用職員については、報酬、期末手当をいい、第2項では現金での支払いの原則等を定めています。

次に第2章フルタイム会計年度任用職員の給与についてですが、

第4条給料は、10ページに記載しております給料表により、また、11ページから12ページに記載しております別表第2に定める号俸の範囲内において適用するものです。2ページになります。

第5条職務の級につきましては、12ページに記載しております、別表3

により1級、2級に分類するものです。第6条号俸については、規則で定める基準に従い決定することとしております。第7条給料の支給、第8条通勤手当、第9条時間外勤務手当、3ページになります、第10条休日勤務手当、第11条夜間勤務手当、第12条宿日直手当は、蘭越町職員の給与に関する条例に準じ、常勤職員と同じ取扱いとなります。

第13条は、時間外勤務手当等の端数処理の方法を規定しています。第14条は期末手当で、6月1日、12月1日を基準日とし、在職要件を満たしている職員へ、給料月額1月分以内を支給する規定です。4ページになります。

第15条、勤務1時間あたりの給与額の算出の方法を規定しております。第16条、給与の減額で、定められた勤務時間中に勤務しない場合はその勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額を減額する規定です。5ページになります。

次に、第3章パートタイム会計年度任用職員の給与についてです。第17条のパートタイム会計年度任用職員の報酬で、月額、日額、時間額で定め、報酬額の算出方法について規定しております。

第18条は、時間外勤務に係る報酬、6ページになります、第19条、休日勤務に係る報酬、7ページになります、第20条夜間勤務に係る報酬について、規定しております。

第21条では、時間外勤務報酬等の端数処理の方法を規定しております。

第22条、期末手当については、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の規定に準ずるとするもので、報酬月額平均の1月分以内を支給する規定です。8ページになります。

第23条、報酬の支給について、月の1日から、末日までについて計算し、日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員は、勤務の日数、勤務時間に応じ支給することを定めています。第24条、勤務1時間当たりの報酬額の算出について、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る1時間当たりの報酬の算定方法を定めております。9ページになります。

第25条、報酬の減額で、定められた勤務時間中に勤務しない場合はその勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの報酬額を減額することを定めています。

次に第4章パートタイム会計年度任用職員の費用弁償で、第26条、通勤に係る費用弁償、第27条、公務のための旅行に係る費用弁償については、支給できる旨の規定で、支給に際しては、常勤職員の例によるものと定めるものです。

次に、第5章雑則です。第28条、給与からの控除で、給与条例に準じ、会計年度任用職員についても、条例に定められたものについては、給与から控除できると定めるものです。第29条、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与で、職務の特殊性等を考慮し、特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めることができる規定です。第30条は、休職者の給与で、10ページになります、休職期間中は、給与は支給しないという定めです。第31条は、委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

附則としまして、この条例の施行は令和2年4月1日から施行するものです。

又、期末手当の特例として、令和2年6月1日を基準日として支給する期末手当の在職期間の算定については、特例として、令和2年3月31日以前の任用における報酬、賃金を含むものとするものです。以上で説明を終わります、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 「6番、難波議員」

○6番（難波修二） はい、6番です。2点ほど質問いたします。

この条例につきましては、2年間かけて法制面等の整備をしてきたと理解しております。ということで、内容については十分整理をされてると理解しておりますけど、現状の嘱託職員あるいは臨時職員等の勤務条件の改善に資するというものであるということで、賛成をしたいと思っております。そこで実施にあたり、該当する方々への説明を十分に果たしてほしいと、そういうことをぜひお願いしたいと思っております。

もう1点です。言うまでもないことですが、やはり基本的には正職員をもっと充てるという所が本筋だと理解をしておりますので、必要な職員を充てるべき職務については、正職員を確保するという努力を引き続きです、努めてほしいと思っております。

そこで1点、11ページです。11ページの下段のほうにですね、4つの特殊な例の職務が載っております。防災監、主任保育士、農業普及指導員、調理人ということです。これは、第29条の町長が必要と認める職員ということの列記だと思うんですけど、この防災監ら4つの特殊な例ですけど、これにつきましては、これを固定化するということはですね、是非かという所の議論をですね、やっぱり不断にしてほしいなと思っております。



本来、正職員を充てるべき所については、やっぱり正職員を充てるという前提を持ち続けて欲しいというふうに思いますので、これが正職員をもって充てるのがふさわしいのか、あるいは会計年度任用職員でいいのかという議論をぜひですね、これからも継続してほしいというふうに思います。

4つの職そのものの必要性、あるいは現状の成果と課題等についてですね、十分に検証するべきだと感じますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（小林俊也） 難波議員からの御質問ですけれど、該当する方への説明なんですけど、こちらのほう、初めに私のほうから各課局長集めて、一定の説明させていただきました。あと、それに基づいて個別の人の、一定の人の数字の例も課長等にお話をし、課長の方から該当者の方へ説明をするように指導のほうしております。

まだ全て、全員に行き渡っているかどうかわからないんですけど、あれから1か月程度過ぎていたので、ある程度の皆さんには周知できているかと思っております。

また、正職員の配置につきましても、今後、議員からの御提案もございますので、十分その職の職務、業務内容及び年齢、こちらのほうも十分関係出てくると思いますので、そちらのバランスを考えながら、正職員にすべきか会計年度職員にすべきかということも検証していきたいと。いろいろな年齢等もふまえた中で決めていきたいとお思いますので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 2番、田村です。10ページの、休職中の期間中、いかなる給与も支給されないという項目ですけど、常勤者といろいろな面で時間も給与も同じ扱いにするというお話で捉えてるんですけど、そうやって普段お勤めされてる方が、不本意ながら休まざるをえない状況になった時にも、正職員の方ならそういう対応はあるんだと思いますし、有休扱いということもあるかと思うんですけど、そこに関して、いかなる給与も支給されないという部分に関してですけど、ここの対応というか条件、環境、状況によって対応はされることは考えないのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 田村議員の御質問なんですけど、先日御説明したとおり、休暇につきましては人事院の規則に基づいてやっていると。これもそうなんですけど、休職と言いましても分限休職となり、病気になって長く休んでるとかいう場合の休職を想定しておりまして、一般的な病気休暇とかそういうものに対しては、有休ということになりますので、その分は配慮しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。「3番、永井議員」

○3番（永井浩） はい、3番です。昇給に対する規定がここで見当たらないんですけど、昇給に対してはどの号俸が当たるんですか、もしくは昇給は一切ないんですか

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 永井議員の御質問にお答えします。

昇給に関しましては、この号俸、とりあえず、今の役場職員の行政職の人事院の号俸に充てております。この4号俸を1号俸にあてがった状況なんですけど、人事院勧告に連動できるような取扱いにはしているつもりでございます。条例には入っていないんですけど、規則の方で人事評価をしていくというかたちになります。

人事評価によりまして、会計年度任用職員の評価をしていくと。

どれだけあがっていくんだということは、内規的なものを詰めていく形にはなろうかと思えますけど、実際のところ、勤務年数なり人事評価の内容を見て、ある程度の規律を作っていきたいと思っておりますので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） 理解はしましたが、基本になる条例にないというのは、明確に説明できないのかもしれないですけど、何かに準じてとか、こう情報があると、働く側も安心感はあるんじゃないかと思って質問させていただきました。基本的にはこれらには賛成はしますが、その辺の配慮をお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） その辺につきましては、規則のほうに記載できるかどうか検討いたしまして、規則のほうで、できれば定めていきたいと考えますので、理解してください。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第2号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

この条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例中の整備を行うほか、所要の改正を行う必要があることから、条例を制定するものです。

それでは参考資料①を御覧願います。

初めに、蘭越町職員等の定数に関する条例の一部改正ですが、臨時的任用

職員の引用条文の変更によるものです。

また、臨時的任用職員については、常時勤務を要する職員に限り定数条例の対象となり、災害復旧、緊急時の臨時の職に関する場合は適用除外とする改正です。2ページになります。

蘭越町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、毎年、職員の任用、勤務条件等の公表が義務付けられておりますが、報告の中に、フルタイム会計年度任用職員は公表の対象となることから、改正するものです。

次に、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員につきましても、分限が適用されることになり、また、休職の期間については、任命権者が決めることとなるため、規定を加えるものです。

次に、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員につきましても、懲戒処分の対象となることから、減給について、パートタイム会計年度職員は「給料」ではなく「報酬」を支給することから、その旨の規定を加えるものです。

次に、蘭越町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正ですが、本条例の適用となる職員を、非常勤職員から会計年度任用職員へ改めるものです。3ページになります。

蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員についても一定の要件を満たす場合取得可能なため、所要の改正を行うものです。

次に、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、地方自治法の改正により、引用条項の改正をするものです。

次に、蘭越町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、臨時職員の給与の支給の根拠規定を会計年度任用職員の給与に改め、別に条例で定めることとする改正です。

次に、蘭越町職員の旅費に関する条例の一部改正ですが、パートタイム会計年度任用職員については、旅費ではなく、費用弁償として支給することとなり、また、フルタイム会計年度任用職員についてもこの条例の適用となることから所要の改正をするものです。

次に、蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例等の廃止で、会計年度任用職員の制度により、蘭越町嘱託職員の任用、勤務条件等に関する条例、4ページになります、蘭越町臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例及び蘭越町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例を、廃止するものです。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。なお、5ページ以降、それぞれの新旧対照表を添付しておりますので、参考としてください。以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第3号蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「小林総務課長」

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里の設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

この条例につきましては、三和地区において地域社会づくりを推進するための活動拠点施設として建設いたしました、蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里を設置するため、その管理及び運営について新たに条例を制定するものです。1ページを御覧願います。

第1条の設置でございますが、地域住民に対し、健康相談、講習会、各種集会及び研修の場としての事業を行い、住民自らの相互の連帯感を醸成し、

明るく住み良い地域社会づくりを推進するための活動の拠点施設として、設置するものでございます。

第2条の位置でございますが「蘭越町字三和414番地1」と定めるものでございます。

第3条の使用の許可ですが、会館を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。第2項で管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができると定めるものです。

第4条の使用の制限でございますが、第1号から第4号まで、御覧のとおり定めるものです。

第5条は、使用者の義務の規定を定めるものです。

第6条は、使用料に係る規定で、3ページに記載しております、別表の額を、納めることと定めるものです。使用料金につきましては、現在利用しておりますへき地保健福祉館や他の施設を参考としまして、設定しております。

第7条は、使用料の減免の規定で、公用若しくは公共用等を目的とする事業に使用する場合は、減免できるとするものです。

2ページになります。第8条は、使用料の返還の規定、第9条では、使用目的の変更等の禁止、第10条は使用許可の取り消し、第11条で原状回復と使用上の規定について定めております。

第12条は、損害賠償の規定で、使用者の建物や設備等に係る損害賠償の義務について定めるものです。

第13条は、無断使用した者に対して、罰則の規定でございます。第14条は、委任として、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める規定でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） はい、2番田村です。三和コミュニティ会館ほたるの里の会館使用料について、ちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど総務課長の御説明で、ほかの地域の使用料を参考にしているというお話ですが、ほかの地域のセンターと同等の位置だと思っんですよね、地域の活動センター。ですが、本当にほかの地域は非常に古くて、それを

皆、我慢してというか、そこに使っているんですけど、三和のこのセンター、新しくされたということで、その使用料に関してどれだけ新しいことに対する料金、かかった金額に対するそれなりの使用料の設定というのは必要じゃないかと考えますが、そこの所をお聞かせいただけますか。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 田村議員の御質問にお答えします。

使用料なんですけど、実際のところ、以前のへき地保健福祉館、これに100円上乗せしているのが、今回設定したものです。

あとですね、ここの施設、以前もそうなんですけど、へき地福祉館もそうなんですけど、対外的な利用がなくて、ほとんどが地域の人たちが使う無料の使い方ということでございます。いまだにその、料金を取ってやった活動をしていないというのがありますし、今回のそのコミュニティ会館の方もできる限り公共用に使っていただきたい、地域の人たちに使っていただきたいという考え方でございますので、まあ料金設定のほうはいたしますけど、どれだけ入ってくるかそれを目的としたわけではないということをお理解いただいて、なにぶん、地域に多く活用されることで意味のある施設ということで御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 地域の人に無料でというか使用料取らないという使い方はもちろん、ほかの地域と同じだと思って私もそれは、そこに関しては理解しています。ただ、新しい設備、施設ということで、万が一これから対外的に使わせて、貸してくださいというお話があった時に、この金額でいいのでしょうかという質問なので、そこのところのお考えをお聞かせ下さい。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 外の施設と比べても同等かなと思いますし、多く使っていただければ使っていただいただけ使用料もかかりますし、実際、今回いろんな面でお金もかかっていますので、100円上乗せした使用料を設定したということで御理解いただければと。あと、時間外の使用なりその部分の50%加算につきましては、ほかの施設と同等のものにしてあ

るということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） いいですか。田村議員。

○2番（田村陽子） はい、100円、その100円、金額的にはほかと変わらないくらいで、少しプラスの捉え方だとは思いますが、私が申したいのは、新しい施設なのでほかに貸すときにはもう少し使用料としていただいてもいいのじゃないかという思いがありましたので、今後、もしまた、別な事でありましたら、そのところで協議というのをもう少しやった方がいいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 今後ですね、施設建設なり、設置する場合、田村議員の意見受け止めて検討させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。「6番、難波議員」

○6番（難波修二） はい、6番です。大事な点を2つお尋ねします。公の施設の設置条例ですので、定めなければならないということで、全体については了解をしておりますけれど、1条の設置の目的とですね、それから名称のことです。

ほたるの里という、なんか取ってつけたようにあるんですけど、老婆心ながらの質問ですけど、かつて、ほたるの里ということで事業をやられておりましたけど、これからの地域として、ほたるの里のああいう保存活動とか存続活動とかそういうものがこれからはたして続いていくのかなと、素朴な疑問を感じるわけです。公の施設の名称として、このほたるの里ということをも明記していくということが、これから何年か経って、なぜこのほたるの里なんだろうねということがですね、名実ともになるほどなというような、分かるような事業展開みたいなことを、地元としてもそういう名前にしてほしいという要望があったのか分かりませんが、このほたるの里というのを中に入れることの主旨といいますか、それをお尋ねしたいと思います。なくても、コミュニティ会館で十分、公の施設としてはいいのではないかなと思うんですけど、あえて「ほたるの里」を入れたことがどうということなのかということ、ちょっと心配しております。有名無実化



しないかと、そういうことが気になります。

もう1点です。この事業の予算の時にちょっとお尋ねしましたけれど、解体を含めて7,900万の事業費で進められております。

国の地方創生拠点整備交付金が3,800万いただいているわけですね、その中で、地方創生の拠点として整備するという、こういうことなわけですけど、その観点から、この設置の第1条の目的にある、地域づくりを推進する活動拠点だという、このぐらいのところの設置目的で、はたして地方創生の拠点整備というところが、十分それで銘打つことができるのかと、そのあたり心配してるんですけど。もうちょっとそういうものを設置の中身に目的として、例えば新しい生産をするとか、私質問した時にはそういう活動をやっていくということだったんですけども、そういうようなことがもうちょっとあってもいいような気がするんですけど、そのあたりの地方創生の観点から、こういうことで十分だろうか、そういうことをちょっと心配するんですけど、その2点についてお尋ねします。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 1点目の、ほたるの里の名称なんですけど、こちらのほうなんですけど、三和の連合町内会のほうにお願いしまして、もし地域に馴染みやすい名称があれば、言っていただければそれで進めますよということで、ほたるの里の存続うんぬんかんぬんということは特段聞いてないんですけど、地域のほうに馴染みのある名前使っていて結構ですよという中で返ってきた言葉ということで御理解いただきたいと思えます。

2点目の、設置目的なんですけど、議員言われるように、地方創生の拠点整備交付金、こちらのほうを頂いての整備ということになります。目的なんですけど、以前のへき地保健福祉館の流れを汲んでいる目的と、あとは今回の交付金の整備の中の地域活動拠点ということで、あえてその活動の拠点施設ということを加えさせていただいたところです。まあちょっと、目的が、主旨が見えないと言われたらそれまでなんですけど、今後の活動に関しては、この交付金に沿うように、地域の人と話し合っ進めていきたいと考えておりますので、理解していただければと思えます。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里設置及び管理に関する条例を採決したいと思っております。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第11、議案第4号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「小林総務課長」

○総務課長(小林俊也) ただいま上程されました、議案第4号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、令和元年度人事院勧告の内容を踏まえ、また、先般、12月2日に開催されました特別職報酬等審議会におきまして改定の答申を受けており、議会議員、特別職の期末手当について、一括改正の上程をさせていただくものです。

それでは、参考資料②を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

初めに、第1条の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正ですが、条例第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の225」に改めるもので、6月12月の支給がそれぞれ225と改正するものです。期末手当の支給割合が、現行4.45月分から、0.05引き上げまして、4.5か月分となるものです。

次に、第2条の蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正ですが、条例第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の225」に改めるものです。次に2ページになりますが、第3条の蘭越町教育委員会

の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正ですが、条例第3条第3項中「100分の222.5」を「100分の225」に改めるものです。

附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものです。

また、第2項から次のページになりますが、第4項までは、経過措置で、令和元年12月に支給する期末手当に限り、それぞれ、改正後の条例中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」と読み替えて適用するものです。

このことですが、今年度に限り、6月分の引き上げられた支給割合を12月の支給割合に上乘せする規定で、この一部改正条例を可決いただいた後に、既に支給されている12月分の期末手当との差額を追加支給させていただく予定としています。

附則第5項は、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の期末手当の内払いとする規定です。以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 2番田村です。この提案書の1ページ目の蘭越町長等の給与に関する条例と、教育委員会も教育長の給与のところですけど、昭和45年蘭越町条例ということで、昭和45年からこれ以降改定のタイミングというのはなかったんでしょうか。

お聞かせください。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 田村議員の御質問にお答えします

この、蘭越町長等の給与に関する条例、これは昭和45年の蘭越町条例第3号において制定された条例でございます。その都度一部改正を行いながら今に至っているということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） はい、特別職の改正ということで、金額的にはアップするかもしれないんですけど、この一般的な収入が横ばいの時期に特別職だけこういう、報酬を上げるというのは町民感情考えると、いかがなものかと考えておりますが、そこの所は私は不思議に思うんですが、どうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 考え方にもよるんですけど、こちらのほう、先ほども御説明したとおり、人事院勧告、いわゆるほかの会社と多く比べた中での勧告の中で、月額がほかの民間より0.05足りないよという答えの中とですね、またそれに基づいて、特別職報酬審議会ございまして、そちらの方で審査するんですけど、そちらの方でも今回ほかの管内と比べても、やはり人事院勧告で0.05月分は上げていいんじゃないかという答申を受けての提案ということで御理解いただきたいなと思います。

そうですね、この後に一般職、私たち行政職の方も提案かけさせていただくんですけど、とりあえずこちらの方、特別職ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 補足をさせていただきます。今の、総務課長おっしゃったとおり、特別職報酬審議会での件については十分審議されております、先ほど言ったように、人事院勧告に基づいて職員等の給与が勧告されて、今回、次の議案で審議をいただくこととなっております。これに伴って、特別職の報酬等が、どういう状況にあって、一般職と比べて、国に比べてどうなんだというのを審議してもらうのが、特別職の報酬審議会です。今回、答申の中には各特別職、更には議会議員等も含めて、報酬等も上げるべきだという答申もいただいております。その中で、あえて私今回、その期末勤勉手当の部分は、職員に準じて上げさせていただきましたが、その報酬等については今回の部分の中では、昨年度議会議員の分も上げさせていただいた分もありますので、今回の期末勤勉手当の分を人事院勧告に基づいて上げさせていただくという提案をさせていただきますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。 「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 私は、民間の方々の給料が横ばいの状態なので、この時期に特別職の給料を上げるとするのは身を切る覚悟だと思っておりますので、反対いたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 反対の討論ございました。

賛成の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

賛成者の討論ないですね。

これより、議案第4号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を、起立により採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第12、議案第5号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「小林総務課長」

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第5号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。今回の改正につきましては、令和元年度人事院勧告の内容を踏まえ、住居手当、給料月額及び期末・勤勉手当支給率の改正を行う必要があることから、上程させていただくものです。

それでは、参考資料③を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

初めに、勤勉手当ですが、条例第24条第2項第1号中、「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には、100分の97.5」を加えるものです。次

に、2ページになります。

別表第1の給料表ですが、6ページまで、左の表から右の表に改正するもので、平均で0.1%の引き上げとなっています。

次に、参考資料の7ページを御覧願います。

第2条として、令和2年度から適用となる改正分ですが、最初に、住居手当ですが、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、12,000円を16,000円に改め、手当額の上限を1,000円引き上げ、27,000円を28,000円に改めるものです。8ページになります。

勤勉手当ですが、第24条第2項第1号中、「6月に支給する場合には、100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改めます。

附則第1条の施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行しますが、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

また、附則第2項ですが、第1条の規定による改正後の給与条例は、平成31年4月1日から適用するものです。

第2条は、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす規定です。

第3条は、住居手当に関する経過措置で、手当額2,000円を超える減額となる場合は、1年間は2,000円とするものです。

9ページになります。第4条は、この条例に施行に関し必要な事項は、規則で定めるという規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。「田村議員」

○2番（田村陽子） 2番田村です。住居手当のほうでお伺いしたいと思います。御夫婦でお勤めになられてる方がいらっしゃると思うんですけど、同じ場所に住まわれてるということを想定するんですけど、その方々それぞれにも住居手当というのは支給されていらっしゃるんでしょうか。お伺いします。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） 一緒に暮らしているということですよ。

それであれば、借主、いわゆる通常世帯主になるんでしょうけど、そちらの方1名という方に住居手当の方支給することになります。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。 「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 賛成です、賛成の討論というのはなんかあれですけど。

○議長（富樫順悦） 田村議員、賛成の討論というのはできないんです、反対だったらできるんですけど。

○議長（富樫順悦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） ここで15分間休憩をいたします。

再開は14時10分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

日程第13、議案第6号蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「北川民生課長」

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました議案第6号蘭越町

印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙をめくって提案理由の箇所を御覧ください。

この度の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、本条例においても所要の改正を行うものであります。

具体的には、精神上的障害により判断能力を欠くとされている成年被後見人等を、いわゆる欠格条項として、資格や職種、業務等において一律に排除される規定を改め、心身の状況を個別に審査し、必要な能力の有無を判断するなどの規定とするものであります。

それでは、参考資料④の新旧対照表を御覧ください。

下線部分が改正となります。

第2条第2項第2号中、「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者((1)に掲げる者を除く)」に改め、第10条第1項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とするものであります。

この改正条例の施行日は、附則により、公付の日から施行し、適用日を国の改正事務要領の施行日と合わせ、令和元年12月14日とするものであります。以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号蘭越町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第7号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「北川住民福祉課長」

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第7号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。2枚めくっていただき、提案理由の箇所を御覧下さい。

この度の改正は、国の特定教育・保育施設等の運営に関する基準の改正に伴い本条例において、食事の提供に要する費用の受領について所要の改正を行うものであります。

具体的には、ひとつは幼児教育・保育の無償化に伴い、保育施設などにおいて徴収する食事の提供に要する費用について、低所得世帯と多子世帯を免除するものであり、もうひとつは、現行制度において、満3歳未満児の費用を免除していることから、そのことを確認する規定を設けるものであります。

それでは、参考資料⑤の新旧対照表を御覧下さい。

下線部分が改正となります。

第13条第4項第3号を次のように改めます。

第3号食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上の支給認定子どものうち、その支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども77,101円。

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（満3歳以上の支給認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）48,600円。

（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する支給認定保護者にあつては77,101円）。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上の支給認定子どものうち、負担額

算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）。

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満の支給認定子どもに対する食事の提供

なお、この改正条例の施行日は、附則により、公布の日から施行し、適用日を国の改正基準の施行日と合わせ、令和元年10月1日とするものであります。以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第15、議案第8号蘭越町交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「梅本商工労働観光課長」

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第8号蘭越町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

交流促進センター幽泉閣について、近年の賃金や電気料など諸経費の上昇や、周辺施設の宿泊料高騰の影響もあり、当施設においても安定した経営に向けて、料金の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。それでは、参考資料⑥を御覧ください。

別表中3番目の宿泊料、1泊2食の料金を和室で8,800円から9,350円に、湯治料金を6,600円から7,250円に、特別室Aを10,450円から11,050円に特別室Bを8,250円から8,950円に、1室1名使用時の加算料金を1,100円から1,200円にそれぞれ改めます。

また、土曜日及び休前日の利用については、宿泊料金へ1,100円加算します。この条例は、令和2年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号蘭越町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第16、議案第9号蘭越町定住促進子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 「北山建設課長」

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第9号蘭越町定住促進子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、昆布町において建設中の定住促進子育て支援住宅が2月に完成予定であることから、入居要件等を改めるため所要の改正を行いたく、条例の一部改正をお願いするものです。

参考資料⑦を御覧願います。新旧対照表により、御説明申し上げます。変更箇所はアンダーラインを引いております。

第6条第1号中「定めようとするものであること。」を「入居後、速やかに子育て支援住宅の所在地に住所を移転することができるものであること」に改め、同条第2号を「中学生以下の子供が1人以上いる世帯であること。」に改めるものです。

第6条の次に「入居期間」を加え、第7条入居期間は次の各号のとおりとする。「第1号同居している末子が高等学校を終了する年度の末日まで第2号当該住宅に同居している子供がいなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する年度の末日まで」を加え、第7条第1項中「前条」を「第6条」に改め、同条を第8条とするものです。

2ページになります。

第8条中「申請をした者」の次に「の数」を加え、同条を第9条とし、第9条を第10条とするものです。

第10条第1項第2号中「15条」を「16条」に改め、同条を第11条とし、第11条を第12条とするものです。

第12条第1項中「月額1万5,000円」を「別表のとおり」に改め同条を第13条とし第13条を第4条とするものです。

3ページになります。第14条第1項中「10条」を「11条」に、「25条」を「26条」に改め、同条第4項中「24条」を「25条」に改め、

同条を第15条とするものです。

第15条から、4ページになります、第24条を1条ずつ繰り下げ、第25条第1項第6号を削り、同項第7号中「18条」を「19条」に、「22条」を「23条」に「23条」を「24条」に改め、同項を第6号とし、同条を第26条とするものです。

第26条から第28条を1条ずつ繰り下げ、5ページになります。

別表第4条の後に第13条を加え、改正後の表は、区分を年度、戸数、間取り、所在地、名称、月額使用料に改め、上段を平成27年度に黄金地区に建設した定住促進子育て支援住宅とし、名称を蘭越町定住促進子育て支援住宅を黄金地区定住促進子育て支援住宅に改め、下段を2月完成予定の住宅として、名称を昆布地区定住促進子育て支援住宅と定め、年度、戸数、間取り、所在地を記載のとおりとし、月額使用料を4万円と定めるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） 2番田村です。入居期間のところでお伺いしたいと思います。7条の（1）なんですけど、同居している末子が高等学校を終了する年度の末日までということで規定されようとしていますが、高校を卒業する年度というのは、親も子もその家庭によってかなりその生活の状況というか、変わる年度だと思っんですよね。その高校を卒業した末子が、外に出るとなると、そこに対する、そこに出ると自分たちが出なきゃいけないという時期が非常に重なると思っんです。そここのところの猶予を持たせるとか、そういうことも子育て住宅の支援の一つになりうるんじゃないかと考えますが、そここのところの猶予というのは、考える予定はございませんか。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 田村議員の御質問にお答えします。

この要項、いろいろ内部で検討したところですね、一応、子育て支援というのはどこまでだということになりまして、一番いいのは高校卒業する

までというのが子育て期間じゃないかということで定めさせてもらいました。そして卒業したと同時に家を出ないとならないということなんですけど、これに関してはですね、入居している方の子どもが何歳かというのはうちのほうで押さえておいてですね、高校卒業する1年前までには、1年前には通知して、こういうふうに出ないとならないですよと通知して、あとはその間に住宅だとか見つけてもらう期間を設けたいと思いますので御理解をお願いします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○2番（田村陽子） 高校卒業後までを子育て支援と捉えてくださるようになったのはとってもとっても、すごく大事だとおもいますし、中学校卒業で切られるより、とっても意味のあることだと思っております。その通知なり、その家庭へのお知らせとかきっちりやって、準備をさせてあげる期間というのは、私的には半年でもあればいいんじゃないかと思いましたが、質問させていただきました。それで切るということであるなら、今、課長がおっしゃった、住民への周知をきっちりとされて、その住宅に入ってる方が困らないようなことを進めていただきたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 先ほどの答弁と一緒になんですが、1年前には通知してですね、住宅等、そういう期間を、探す期間を設けるようにうちのほうで通知してですね、周知したいと思しますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。「3番、永井議員」

○3番（永井浩） 賃金の問題と、それからこの6条の問題なんですけど、家賃ですね、賃金ではなく家賃の問題なんですけど、以前この昆布の、黄金の子育て支援住宅、建設前に賃金予定ということで、前の宮谷内町長でしたけども、1万5,000円ということで、1万5,000円で建設費総金額で1億5,000万弱、1億3,000万弱だったと思うんですけど、それを割り返したら、6世帯で、120年の償還期間、しかしそれかけても子育て支援住宅で建てて、他町村から蘭越に移住されることはとっても大事なことなので、大切なことだけれども、どういうふうにと

んだ、それに対する費用対象はなんなんだ、と。

当然移住者がほしい、けども安くしている理由の一つは、地域が崩壊しないように、地域に協力する人材を入居させたいということで、当然先ほどもありました、消防団員の加入だとかを極力促していきたいという話をしていたんですけど、その後、入居者と地域住民とのトラブル、結構ありまして、例えばごみ収集だとかそういうことに対する、町内会の活動に対するクレームがあって、それどうなってるんだということで、違う議会で質問したところ、最初、宮谷内町長が話したところどうなってるんだと質問をすると、副町長のほうから、実は入居者をするのが最優先で、そういう町内に対する協力体制ということは規定を設けないで入れてしまったという話がありました。

今回も昆布地区に新しくできますが、条文には載せなくても、ちゃんとこういう安い、私たちもあなたがた移住者がほしいけれども、けどもそれは、町内に対しても町に対しても協力をしてくれる、いろんな方面でぜひ協力をしてくれる人材にきてほしいんだということを明確に伝えて、それを、協力を要請することは大事だと思うんですけど、それ、条文には書かなくても、そういうことはできませんか。それをちょっと質問させてもらいます。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） はい、入居者の町内への協力ということで、今、その子育て支援住宅に限らず、入居される方には、町内会に入ってください、町内の行事等に参加するよう、促すようにはうちの方でやってるんですけど、どうしてもその、町内会に入れだとかは強制ができないものですから、協力というものに対しては、担当の方で窓口で対応させていただいてるところでございますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） 前回も同じく、強制はできないという話がありました。けど、これだけ私たちの血税を使ってですね、建設して、そして、移住してくれる人も有利だと思うんです。

それを強制できないから、じゃあ好き勝手にやってくれと言われると絶対行かないですよ、それは、お互いの、向こうの来る条件はいいことこっちは利用するけど、こっちは聞きませんよという話だったら、そう

いう方を入居させる意味はないわけですから、それは町内会、町内の方々と協力し合える人間でないと入れませんぐらいの事を言って、町内活動してくださいとか、それが嫌だったら来なくていいですよということぐらいは言わないといけないといけないと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） そこまで強要できるかどうかというのは、今までそういうものはなかったものですから、今後どういう取扱いがいいのか内部で検討して、まあ町内会に絶対入らないとならないとかそういう強制はできませんけど、ごみの出し方とかは来た時にパンフレットだとかを提供して、こういうふうになってますということをうちの方で周知してますので、町内会の協力はできるだけ協力してくださいということで、伝えることとしていきたいと思しますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○3番（永井浩） 3回目の質問ですけど、最後にしますけど、これを作るのは、地域の崩壊だとかそういうことも防ぐために、こういうものを行っている、施策としてやっているんですね。

それで私たちは蘭越町の施策に一応乗ってきたけども、個人の理由だから町内会に入りませんということはちょっと、施策として合わない人間を入れるのかということになると思うんですよね。

最初の段階でふるいをかけることは大事だと思う、逆に入居者いなくてもいいと思う、ちゃんと入居者いなくても、そういう条件でなければ蘭越町に入居できないんだということを自覚して入ってきてもらう人間がほしいわけなんで、最初から段階で切ることはできないものか、もしくは通過させることはできないものかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 永井議員の再々質問にお答えします。

過去に私がお答えした内容を引き合いに何回か出されて、非常に心苦しいんですけど、一義的にはですね、人を増やすというところはやっぱり大事でして、御存じのとおり地方交付税の人口割なんかは、単純に人口で今



もらっている地方交付税を割りますと、1人50万というお金が入ってくることになるんですね。

だから、そこはもちろん大事なんですけど、今、永井議員おっしゃられたとおり、じゃあ誰でも、地域に非協力的な人、あるいは町内会に入らないような人を入れていいのかということは、先般の町政懇談会でも手厳しく言われた質問でもありますけど、まったくそのとおりであります。従って、先ほど担当課長が答えてるとおり、行政としてできる限り入居者に対してそういう指導を行っていくというところは、これからしっかり強化していかなければならないと、そういうふうに思っております。それはそのとおりだと思っております。

ただ、入るときは皆やっぱり入りたいものですから、こちらが強い立場にあるものですから、言ったことに対しては、はいはいという答はするんですね。ところが、実際住んで1年2年経ってみると、共同住宅にも関わらず共同で使っているスペースを汚くしているとか、そういうところからスタートしてですね、本当に見苦しい部分も僕らもよく目にするんですけど、そういった時にじゃあどうするかということなんですね。居住権の関係と、一旦入ってしまったという権利をですね、どこまでこちらが強く言えるかということ、やっぱりそれ、いろいろ研究していかなければならないなというところは考えております。

そんなことですが、繰り返しになりますけど、いずれにしても全体を考えて入ってくるという方が、町にとって地域のまちづくりに資すると言いますか、協力的であるということが非常に大事だということは認識しますので、それに対する取組を今後検討していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただければとお思います。

今はもう、入ってくれば誰でもいいという気持ちになっていませんので、再度御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。「9番、柳谷委員」

○9番（柳谷要） 関連になるんですけど、実はただ今の永井議員の質問と、執行者の説明でつくづく、かねがね私も思っていることがございましたので、若干、意思統一させていただきたいというふうに思っております。例えばこれが完成して、条例の適用で入居者が決まったという段階になったら、どういう作業があるかという、あとは入居料の徴収だけと日常の管理だけで、町のほうとしては関係ありませんよということには、私はならないと思うんですね。例えば学校もそうだし、町内会もそうですよね。

ただ今話題になったのは、町内会のごみ集め一つ取っても、地域の共同生活のルールというのはね、やっぱりきちっと知ってもらおうという、そういう作業ですよ。これは私は、30代半ばの担当者とか社会経験がそれほど少ない若い職員が、言って説得するのはかなり大変な作業だと思うんですよ。ですから、やっぱり団体自治と地域自治ということを考えると、町内会の元老の力を借りるとか、そういう有機的な、きめが細かいかどうかはともかくとして、そういう行政の執行体制というのは必要だと私は思うんですよ。

町内会長に言うと、町内会長だって持ち回りで決まったり、いろいろするわけですからね。やっぱり様々な会長がいる、でも長い間そこに住んできて、地域の特性をよく理解してて、バランス感覚もあって、説得力の豊かな人って必ずいるんですよ。そういう人方に、内々でちょっとお願いしたいことがあると、町内会に入ってもらえるように説得してもらえないだろうかというね、そういう町内会長との打合せ、地域の人がたとの打合せが、役場が率先してですね、労を取るという作業が非常に大事だと思うんですけど、その辺、町長から答弁いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷委員の御質問にお答えしたいと思います。

入居後のいろいろな活動については、今、各町内会、町政懇談会をしてですね、いろいろ問題になっている部分でございます。

この点についても、今、ほぼ入居者というのは決定段階にあります。一部ですね、ちょっと最初決まっていたんですが、条件が整わないという方も出たので辞退された。それをさらに、今また埋めているということもあります。最終的に決定になった場合ですね、今、議員おっしゃったとおり、きちっとした住居説明会なりそういうものは今後必要ではないかと考えているところでございます。

その中で、町内会の関係、ごみの関係含めてですね、その今の昆布地域にある生活施設、小学校も含めてですね、そういうことがあるということ。を町の担当、もしくは議員がおっしゃっていただいた、町内の方々を活用した部分の中で説明したりですね、その辺は内部の方で少し詰めさせていただいて、入るまで、そういうことができるように検討していきたいと考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号蘭越町定住促進子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第17、議案第10号令和元年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「小林総務課長」

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました議案第10号令和元年度蘭越町一般会計補正予算第7号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は、68億1,707万3,000円で、歳入歳出それぞれ3,221万9,000円を追加し、68億4,929万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に地方債の補正ですが、変更で、第2表地方債補正によるものです。のちほど御説明申し上げます。

なお、今回の補正予算で職員の給与改定等による人件費の補正も行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、人件費につきましては、説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

10ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額3万4,000円。3は説明を省略します。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額232万4,000円。2、3、次のページになります、4は説明を省略します。19負担金補助及び交付金100万円、蘭越高等学校国際交流事業への補助金として追加をお願いするもので、今年は生徒4名がニュージーランド・オークランドの高校で語学研修など行うものです。

4目財産管理費、補正額95万4,000円。

1報酬21万円。チセヌプリスキー場安全指導員報酬で、今年度におきましても、週1回程度、スキー場付近の安全確認等を実施していただくものです。

11需用費37万円。修繕料で、旧港小学校の軒下が強風のため剥がれ修理するものです。

12役務費37万4,000円。蘭越町586番地1、旧緑ヶ丘会館跡地になりますが、今後、住宅建設等、町有地の有効活用を図りたく町有地地盤調査を行うものです。

5目企画費、補正額255万円。特定財源のその他、55万4,000円は行政通信システム機器移設負担金35万6,000円、地域情報通信基盤設備設置負担金19万8,000円です。

12役務費255万円。地域情報通信基盤施設移設等手数料で、電柱架け替えの増により、108万円を追加するものです。また、行政通信システム機器移設等手数料147万円は、新規転入者等設置費用に不足が生じるため追加するものです。12ページになります。

13目施設管理費、補正額68万3,000円。

11需用費、修繕料で、山村開発センター機械室ドアの腐食が酷いため、修繕するものです、また、なかよしこども館の灯油タンクが老朽化により液漏れがあり、取替修理するものです。

2款総務費 2項徴税费 1目税務総務費、補正額24万7,000円。2、3は説明を省略します。

2款総務費 4項選挙費 1目選挙管理委員会費、補正額1万5,000円。1報酬1万5,000円。選挙管理委員会委員報酬で、報酬に不足が生じることから追加するものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額418万9,000円。2、3、次のページになります、4は説明を省略します。8報償費1万円。当初1名分を計上していましたが2名の退任となったため、

退任民生委員記念品を追加するものです。

20 扶助費 132万2,000円。高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助で、今年度も2万円を上限に助成するものです。

28 繰出金 10万円。国民健康保険特別会計繰出金です。

2目国民年金費、補正額3万9,000円。2、3、4は説明を省略します。

3目老人福祉費、補正額100万9,000円の減。

28 繰出金 100万9,000円の減、介護保険サービス事業特別会計繰出金です。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額9万6,000円。

13 委託料 9万6,000円。センターめなの施設周辺の除雪作業を委託するものです。14ページになります。

6目自立支援給付・措置費、補正額1,418万6,000円。

特定財源の国道支出金1,063万9,000円は、自立支援給付負担金です。20 扶助費1,418万6,000円。障害福祉サービス費の追加で、新規利用者の増によるものです。

8目介護予防拠点センター費、補正額31万4,000円。

11 需用費 31万4,000円。修繕料で自動ドア駆動装置の修理を行うものです。

10目介護保険事業費、補正額189万9,000円。特定財源のその他2万8,000円は、社会保険料です。

2、3、4は説明を省略します。15ページになります。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額218万円の減、特定財源のその他100万円は、子ども育成支援事業指定寄附金です。

2、3、4は説明を省略します。

19 負担金補助及び交付金 135万6,000円。広域保育所入所負担金で、利用児童が2名増によるものです。

23 償還金利子及び割引料 28万8,000円。子供のための教育・保育給付費負担金返還金で、実績に基づく道への返還金です。

3目蘭越保育所費、補正額242万3,000円の減。特定財源15万8,000円の減は、社会保険料です。

1 報酬 210万円の減、嘱託保育士報酬の減で、子育て支援センター分を保育士等の配置により、不用になったための減額です。

4 共済費 32万3,000円の減。社会保険料です。16ページになります。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額142万3,

000円の減。2、3、4は説明を省略します。

21貸付金14万円。保健師奨学資金貸付金で、来年度採用予定者から申請がありましたので、一月2万円、7ヶ月分を貸付するものです。

7目保健師活動費、補正額4万3,000円。特定財源のその他2万1,000円は、社会保険料です。

4共済費4万3,000円。社会保険料です。

4款衛生費 3項上水道費 1目簡易水道費、補正額180万5,000円。28繰出金180万5,000円。簡易水道事業特別会計繰出金です。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額123万1,000円、2は説明を省略します。次のページになります。

3、4は説明を省略します。13委託料9万8,000円の減。 地籍活用型GIS改修作業委託料で、執行残です。

3目農業振興費、補正額52万3,000円。特定財源、地方債250万円の減は、イエスクリーン米等生産拡大支援事業債です。その他80万円は、地域産業振興事業指定寄附金です。

12役務費40万円。エゾシカ産廃処理手数料の追加で、アライグマの捕獲数の増によるものです。

18備品購入費163万9,000円。アライグマ捕獲に係る箱罌の貸し付け要望が強く、50台購入させていただくものです。

19負担金補助及び交付金151万6,000円の減。農業用マルチローターオペレーター技能認定取得事業補助金96万8,000円は、JA水稻生産組合蘭越支部から、農業用ドローン導入に向け、免許取得費用の支援の要望が昨年に引き続きありましたので、費用の一部を助成するため、補正をお願いするものです。なお、受講人数は、17名を見込んでおります。また、イエスクリーン米等生産拡大支援事業補助金の248万4,000円の減は、実施者の減少によるものです。

7目ほ場整備事業費、補正額18万3,000円の減。特定財源の地方債は20万円の減は、町客土推進事業債、その他、1万8,000円は、客土事業分担金です。

13委託料18万3,000円の減。客土運搬業務委託料の執行残です。18ページになります。

8目農業後継者対策費、補正額86万9千円の減。19負担金補助及び交付金86万9,000円の減、新規就農者支援事業補助金で、執行残です。

9目育苗施設費、補正額69万5,000円。3、4は説明を省略します。

6款農林水産業費 2項林業費 2目 林業振興費、補正額76万4,000円。特定財源のその他116万4,000円は、森林資源整備事業指

定寄附金40万円、森林環境譲与税基金繰入金76万4千円です。

13委託料76万4,000円。森林経営管理制度意向調査業務委託料で、森林経営管理制度実施に伴う意向調査をするものです。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額12万2,000円。2、3は説明を省略します。

2目商工振興費、補正額90万円。19負担金補助及び交付金、90万円。補助金で、次のページになります。

商工業設備投資支援事業で、商工会応援事業に採択された事業3件について補正するものです。

4目街の茶屋費、補正額28万1,000円。12役務費28万1,000円。樹木伐採手数料で、敷地内で倒木等危険のある樹木の伐採、枝払いをするものです。

5目観光費、補正額103万5,000円。特定財源・その他100万円は、まちづくり事業指定寄附金です。

8報償費61万5,000円。ふるさと納税寄付者謝礼の追加で、ふるさと納税の増加によるものです。

12役務費42万円。郵便料12万4,000円、ふるさと納税システム取扱手数料29万6,000円を追加するもので、納税件数等の増加によるものです。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額11万8,000円。2は説明を省略します。20ページになります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額8万3,000円。2、3は説明を省略します。

2目道路維持費、補正額91万5,000円の減。特定財源の地方債30万円の減は、町道舗装補修事業債です。

13委託料54万5,000円の減。町道草刈り委託料の執行残です。

15工事請負費、37万円の減。町道舗装補修工事及び町道区画線整備工事、執行残です。

3目町道新設改良費、補正額67万5,000円の減。特定財源の地方債20万円の減は、初田ナガトロ線舗装事業債です。

15工事請負費67万5,000円の減、初田ナガトロ線舗装工事から、共栄田下線法面工事まで、執行残です。

5目橋りょう新設改良費、補正額52万円の減。13委託料52万円の減。蘭越第2橋橋梁架替調査設計委託料の減、執行残です。

6目除雪費、補正額42万4,000円。3、次のページになります、4は説明を省略いたします。

1 1 需用費 34万2,000円。修繕料で、ロータリー除雪車のエンジン部分の故障により、修理するものです。

8 款土木費 3 項河川費 1 目河川総務費、補正額 3,000円。1 1 需用費 3,000円。消耗品費で参考図書購入に不足が生じるため追加するものです。

2 目河川維持費、補正額 241万8,000円。

1 1 需要費 241万8,000円。修繕料で、湯出の沢第1川外河床整備を行うものです。

8 款土木費 4 項住宅費 2 目公営住宅建設費、補正額 27万9,000円。2、3は説明を省略します。

3 目町営住宅管理費、補正額 405万1,000円。特定財源の地方債 520万円の減は、ひまわり団地改修事業債です。

1 1 需用費 530万円。修繕料で、緑が丘にある公宅を修繕するものです。1 5 工事請負費 124万9,000円の減。ひまわり団地改修工事で、執行残です。22ページになります。

8 款土木費 5 項都市計画費 1 目公園管理費、補正額 34万6,000円の減。1 3 委託料 34万6,000円の減。公園管理委託料の執行残です。

9 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費、補正額 51万5,000円。

1 9 負担金補助及び交付金 51万5,000円。羊蹄山ろく消防組合への負担金で、人件費分です。

1 0 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費、補正額 40万7,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

1 0 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費、補正額 23万4,000円。1 1 需用費 23万4,000円。修繕料で、トイレ小便器のセンサーの故障、及び除雪機が不調なため、修理するものです。

次のページになります。

1 0 款教育費 4 項社会教育費 1 目社会教育総務費、補正額 19万9,000円。2、3は説明を省略します。

1 0 款教育費 5 項保健体育費 1 目保健体育総務費、補正額 8万6,000円。特定財源その他 1万7,000円は、社会保険料です。2、3、4は、説明を省略します。

1 1 款災害復旧費 1 項土木施設災害復旧費。2 目過年発生単独災害復旧事業費、補正額 17万円の減。1 5 工事請負費 17万円の減 蘭越磯谷線災害復旧工事で、執行残です

続きまして、歳入に戻ります。7ページを御覧願います。



14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款道支出金、19款寄附金、8ページになります、20款繰入金は、説明を省略します。21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額2,473万6,000円。1繰越金、前年度繰越金の追加です。

22款諸収入、次のページになります、23款町債は、説明を省略します。次に、4ページを御覧願います。

第2表地方債補正につきまして御説明いたします。

変更で、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は7億2,480万円でしたが、840万円減額し、7億1,640万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。「2番、田村議員」

○2番（田村陽子） はい、2番田村です。

11ページの、一般管理費の中の19、蘭越高等学校国際交流事業ということに関して、今年4名ということなんでしょうけど、昨年まで2名だったかと思って、この追加、4名というのは急に決まって、追加の補正が出たのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） こちらの補正なんですけど、今までは公募しても昨年の場合2名しかいなかったということでございます。

今回、蘭越高校にお願いして公募したときに、4名ほど行きたいということがございまして、4名だと、今までの経費だとかなりオーバーするのでどうかなということで、蘭越高校とも御相談いたしまして、今までは同じニュージーランドのオークランドなんですけど、今まではJTBで行くと11日間、一人80万そこそこかかっていたものが、今回違う会社で、留学ジャーナルという、これは留学専門でやっているところみたいなんですけど、こちら日数はちょっと短くなるんですけど、9日間、一人だいたい50万程度で行けるということもございまして、それであればせっかく行きたいという子が4名いるということもございましてですね、今回その部分、当初予算100万円しかみてなかったものですから、追加をお願い

したという経緯でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。「9番、柳谷委員」

○9番（柳谷要） 実は今、そういう事態の、あ、関連でございまして、事態の変化を得た上で、補正予算が上程されてきたという状況でございます。で、高校の話によりますと、実は事業として立ち上げる時に、高校側は初年度の、当年度予算で、当初予算で事業立ち上げなければならない、人数が確定しないんだけど、当初予算で十分な予算がないと、道に対しての説得力もなくなってくると、そういう説明がございました。

我々の考えでいくと、後付けでも不足分を補ってやりますよという考え方なんですけど、実施する高校の事務方、それから校長先生によると、やっぱり当初から予算の確保がきちっと約束されてて、初めて子ども達にも管理者に対しても話ができるんだと。

予算編成の手法とタイムラグをどういうふうに解決するんだということなんですけど、そういう課題があるということ、そのへんのところ町長もお聞きしてると思うんですけど、答弁いただければありがたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えいたしたいと思います。蘭越高等学校の国際交流事業、ずっとこれは古い歴史のもとでやってきた部分でございます。その中で、ここのところ数年、100万円という事業の中でニュージーランドの方に行っていたいております。当初、随行員の先生方も含めて、補正等で予算対応してきた経過にあります。

議員おっしゃってる分は十分理解はしております。ただ、全体の予算というものも中で精査しながら、していかなければならないというふうに考えております。今回、4名というかたちで200万という金額になりましたので、来年以降何名が必要なのか、事前に高校のほうとも協議しながら、予算を計画してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。「5番、向山議員」

○5番（向山博） はい、5番、向山です。17ページ、イエスクリーン米等生産拡大支援事業で、248万4,000円の減になっておりますけ

れど、昨年度の申込みからどれくらい減っているのか、それと今年の加入の農家戸数と面積教えてほしいです。

○議長（富樫順悦） 西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） お答えいたします。

イエスクリーン米につきましては、昨年度は申請戸数は102件となっております。今年度は82件。面積ですが、昨年が658ヘクタール、今年度が558ヘクタール、約100ヘクタールの減、戸数は20戸程度の減ということになります。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○5番（向山博） 100ヘクタールほど減っているということなんですけど、減ってる原因というのはどのようなものか掴んでいますか。

○議長（富樫順悦） 西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） 原因でございますが、全ての農家さんに聞いてるわけではないのですが、聞くところによりますと、長年この取組をしている中で、水田等だんだん雑草がひどくなってきているということで、いったんリセットをかけて農薬散布をして、雑草の対策をしたいということとは聞いております。そういうようなことが原因ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号令和元年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号が原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第18、議案第11号令和元年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「梅本商工労働観光課長」

○商工労働観光課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第11号令和元年度蘭越町 地域振興事業 特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

この会計の、現在の歳入歳出予算の総額は4,964万8,000円でございます。この総額に、600万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,564万8,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額100万円。25積立金100万円。地域振興事業財政調整基金積立金100万円の追加。売上げ増加に伴い、基金に積み立てをするものです。

2款事業費 1項事業費 1目売店事業費、補正額500万円。

11需用費 440万円。売店用品440万円で売上げ増加に伴い、仕入れの予算が不足しますので、追加するものです。

12役務費60万円。郵便料60万円の追加で、ふるさと納税の返礼品の取扱い増加もあり、ゆうパックの料金支払いのための、予算に不足が生じるため、追加するものです。

続いて歳入について御説明いたします。5ページを御覧ください。

1款使用料及び手数料 2項手数料 1目手数料、補正額 600万円。

1節売店売上600万円。

5月の10連休による入込客の増加や、取扱い商品の見直し、ふるさと納税返礼品の取り扱い増加により売上げが増加しましたので、予算を補正するものです。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和元年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） ここで15分間休憩といたします。

再開は15時25分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

日程第19、議案第12号令和元年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「北川住民福祉課長」

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第12号令和元年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は2億3,991万7,000円でありまして、これに歳入歳出それぞれ10万円を追加し、2億4,001万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧ください。今回の補正はすべて人件費でありまして、一般会計同様、給与改定による増額です。

1款総務費 2項徴税费 1目賦課徴収費、補正額10万円。

特定財源のその他10万円につきましては、一般会計繰入金であります。節の説明は、省略させていただきます。

次に、歳入に戻ります。5ページを御覧下さい。

4款繰入金はただいま説明したとおりです。以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号 蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第20、議案第13号 令和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「山下健康推進課長」

○健康推進課長（山下志伸） ただいま上程されました、議案第13号令

和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。

この会計の現在の予算総額は、6,295万8,000円でございます。この総額から108万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,187万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正後の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧下さい。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 1目訪問介護等事業費、補正額122万5,000円の減額。特定財源その他の14万5,000円の減は、社会保険料納付金です。

訪問介護事業の臨時職員が10月から職員に採用されたことから、6か月分の賃金等を減額するものです。

4共済費29万4,000円の減額。社会保険料です。

7賃金93万1,000円の減。臨時職員賃金及び期末手当相当分です。

3目居宅介護支援事業費、補正額14万1,000円。特定財源その他の7万円は社会保険料納付金です。居宅事業所臨時ケアマネージャーの標準報酬額が、当初の社会保険料算定時より高くなったことから、社会保険料に不足を生じるため増額するものです。

4共済費14万1,000円。社会保険料です。

次に、歳入について御説明申し上げます。5ページを御覧下さい。

2款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額100万9,000円の減。一般会計繰入金でございます。

4款諸収入については、歳出で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和元年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第21、議案第14号令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「北山建設課長」

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました議案第14号令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、1億8,488万6,000円で、この総額に180万5,000円を追加し、予算の総額を1億8,669万1,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

1款事業費 1項水道事業費 1目水道総務費、補正額68万5,000円。27公課費68万5,000円の追加。消費税です。

平成30年度分の消費税額及び地方消費税額が確定したことにより、消費税の年税額が48万円以上の場合、中間納付が必要となることから、補正をお願いするものです。

2目水道維持費、補正額112万円。11需用費112万円。水道施設修繕料です。今後、漏水など不測の事態が発生した場合、修繕料が不足することから、補正をお願いするもので、補正額については、過去5年間の冬期間の漏水修繕料の1件当たりの平均の金額を算出し、今回の補正は2件



分の金額をお願いするものです。

次に歳入につきまして、御説明申し上げます。5ページを御覧願います。

3款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額 180万5,000円。一般会計繰入金を追加し、歳出に充当するものです。以上で説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和元年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第22、議案第15号令和元年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「北山建設課長」

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第15号令和元年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、3億787万円で、この総額に

34万5,000円を追加し、予算の総額を3億821万5,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区及び 当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款事業費 1項下水道事業費 1下水道維持費、補正額34万5,000円。27公課費34万5,000円の追加。消費税でございます。平成30年度分の消費税額及び地方消費税額が確定したことにより、消費税の年税額が48万円以上の場合、中間納付が必要となることから、追加をお願いするものです。次に歳入につきまして、御説明申し上げます。5ページを御覧願います。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金34万5,000円。

前年度繰越金を歳出充当するものです。以上で説明を終わります。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第23、陳情第1号及び意見書案第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出の陳情並びに意見書について、一括議題といたします。

総務文教常任委員長から審査報告を求め、引き続き、意見書の提案説明を願います。 「6番、難波議員」

○6番（難波修二） ただいま一括上程されました、陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出に関する陳情について、御説明申し上げます。

本件につきましては、令和元年第3回蘭越町議会定例会において総務文教常任委員会に付託されたことを受けまして、本委員会において、10月17日及び11月26日の2日間にわたり慎重に審査・協議いたしました。

所得税法第56条の趣旨は、事業主と生計を一にする配偶者や親族が事業主の事業に従事したときに支払われる対価は必要経費として認めないという内容であり、この規定は個人単位課税を基本とする所得税において、夫婦や家族間で所得を恣意的に分散することによって税負担を少なくしようとする可能性があるため、家族間の意図的な税負担の軽減を防止するために設けられたものであります。その背景には、当時の我が国における個人事業が家族全体の協力のもとに家族の個人財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、それについて個々の対価を支払う慣行がなかったことがあげられ、制度創設当時はそれなりの整合性が認められるものと考えます。

しかしながら、この規定の制定から今日まで60年以上が経過しており、家族の有り様や労働の態様、個人事業の形態にも変化が生じてきている現状においては、事業主が所得を恣意的に家族間に分割する余地は希薄になったと言わざるを得ず、再考する時期と考えるものです。

さらに、家族従業員の給与を経費と扱わない法制度は、世帯単位の考え方を残すわが国独自のものであって、国際的にもその問題が指摘されており、平成28年には、国連女性差別撤廃委員会から「家族従業員の働きを認めない所得税法は見直しを」という勧告が日本政府に出されているとのことでもあります。

このような背景を受け、「家族従業員の働き分を認めない所得税法第56条は廃止すべき」と、現在、全国で500以上の自治体と全国各地の税理士団体なども国に意見書を出している状況を踏まえるとともに、地元の産業を支え、雇用を生み守り、経済を活性化させる力をもつ地域の中小業者の家族従業員が十分に自身の働き分を認められ、一個人として活躍できるようになることを切に願い、本陳情は採択するものと決定したものでございます。

続きまして、一括上程されました意見書案第1号「所得税法第56条の廃

止を求める意見書」につきまして、御説明申し上げます。

ただいま、陳情第1号で説明した内容に基づき、意見書として成文化したものでございます。

よろしく御審議のうえ、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、審査報告並びに提案説明と閉会中の継続審査を終了いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の陳情を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただ今の陳情第1号は、採択の議決が出されました。意見書案第1号は、一時不再議の原則が適用されますので、議決不要、みなし可決となりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第24、意見書案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「6番、難波議員」

○6番（難波修二） ただいま上程されました、意見書案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について御説明申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定

されて、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げております。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給や地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、都市をも含め、国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上で説明を終わります。御審議のうえ、採択されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます

よって、意見書案第2号は原案のとおり意見書案を提出することに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第25、報告第1号所管事務調査の中間報告について、総務文教常任委員長から報告願います。

6番、難波議員。

○6番(難波修二) ただいま上程されました、報告第1号総務文教委員会所管事務調査の中間報告をいたします。

令和元年第2回蘭越町議会定例会において、閉会中の継続審査の承認を受けました、本委員会の所管事務中、住民福祉課と健康推進課の調査が終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

調査期間は10月17日、1日間、出席委員は私ほか4名の委員であります。また、経済建設常任委員会から4名がオブザーバー参加しております。

はじめに、愛星学園の施設建設構想について調査しました。

北海愛星学園と本年6月に法人合併した、社会福祉法人よいち福祉会では、現在の施設の建替計画について北海道とヒアリングを行っており、早ければ令和3年には事業計画を提出して、国が推奨する小規模グループケア施設4から6棟、収容人数24から36人を、町から取得した蘭越町454番地に建設する予定とのことです。

児童養護施策を取り巻く社会環境の変化と、施設運営を担う人材不足の状況から、具体的な施設規模は未定ですが、こんにちまで北海愛星学園が果たしてきた社会的役割の重要性に鑑み、今後とも蘭越町において地域の方々の御支援をいただきながら、児童福祉の灯を明々と掲げ続けられることを期待します。

町においても、新施設建設への財政支援を検討されるとともに、北海愛星学園卒園生が蘭越町に定住してもらえるような、地域を挙げたバックアップの方策についてさらに推進をしていただきたい。

続いて、一灯園の施設建設構想について調査いたしました。

蘭越厚生事業団では、一灯園は昭和54年に開所以来、40年経過しておりますが、すでに耐震補強工事等も完了済で、施設に特段の問題はなく、現在のところ建替は考えておりません。

中長期的に建替を検討する際には、本町の人口や高齢化の推移、一灯園の施設運営に係わる人材確保の課題などについて、町と十分な協議を行う必要があると認識しているとのことです。

人口減少や高齢化は避けられない中、今後も高齢者に対する生活支援策や新たな介護サービスの要望等は増大すると考えられますので、町と民間事業者の役割分担等を含めて、町の福祉介護サービス事業全体について協議を重ねることが大切であると思われます。

続いて、統合診療所の進捗状況について調査いたしました。

新診療所は、町直営による運営となります。診療業務は当面、3名の医師に委託する予定であり、看護師及び事務員は町の嘱託職員等として継続雇用し、調剤についても診療所内で行う計画です。

また、町職員を診療所に配置し、医療事務以外の業務を担当するとのことです。診療日及び診療時間等は、これまでの両診療所の取組をふまえて今後協議することになります。

町民待望の統合診療所ですので、町の保健医療体制の一層の充実を目指し、新たな医師の招へい対策を含めて、医師の皆さんと緊密な協議を重ねて万全の体制づくりを進めていただきたい。

続いて、一灯園の外国人技能実習生の状況について調査しました。

ベトナムから4月に来日した4名の技能実習生は、介護員の補助的業務に従事し、真面目さと絶やさぬ笑顔で、同僚や利用者の方々からも信用されるようになり、仕事に励んでいるとのことです。

一灯園では、日本語の専任コーチを配置し、週1回日本語のサポートを行い、環境整備に努めており、来年度も4名の実習生の受入れを予定するなど、今後の円滑な計画が期待されます。

慢性的な介護人材不足の中で、ベトナム人技能実習生は今後も必要不可欠とのことであり、介護事業所に対する支援の充実とともに、地域として温かく迎え入れ、実習生の生活を側面から支える取組について今後も検討していただきたい。

最後に、移住入学制度の概要について調査いたしました。

学校法人西野学園が、自治体・介護事業所と連携し、首都圏から北海道へ移住して介護士の資格を取得後、連携先の自治体で就業・定住する、移住入学制度について、今年から蘭越厚生事業団が進めるよう取り組むことになっております。単に介護人材の確保だけではなく、移住・定住の促進の観点からも有意義な事業と思われますので、町独自の介護人材確保対策や定住促進策をアピールし、関係事業所と連携して成果を得られるように、積極的な取組を期待します。

以上、総務文教常任委員会所管事務調査の中間報告といたします。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第26、報告第2号所管事務調査の結果について、経済建設常任委員長から報告を願います。

3番、永井議員。

○3番（永井浩） 報告第2号、経済建設所管事務調査の報告をいたします。ただいま上程されました、報告第2号経済建設常任委員会所管事務調査の結果を報告いたします。

令和元年第2回定例会において、閉会中の継続調査の承認を受けました本委員会の所管事務中、建設課の調査が終了しました。

調査期間は令和元年10月9日、1日間、出席委員は私、永井ほか4名の委員であります。また、総務文教常任委員会からオブザーバー参加で、難波委員長ほか4名の委員が参加しております。

それでは、建設課の調査結果を報告いたします。

はじめに、統合診療所についてであります。

統合診療所は令和元年から令和2年までの2か年をかけて建設することと、現在建設中の統合診療所の進捗状況や冬期間における工程管理及び周辺道路の除雪対応などについて入念に調査しました。本体工事は、体育館改修工事の際、冬期施工によると思われる隠れた瑕疵などの反省があったことから、冬期間は休工とすることで、質の良い施工が期待できるとともに、冬期間の除雪に対する心使い、経費についてもよく対応していると認められました。

なお、工事場所は、蘭越郵便局通線に面しているとともに、道道側についても商店街に近接している交通量の多い道路でありますので、歩行者の安全管理にはくれぐれも注意していただきたい。

また、道道に面している阿部ストアー付近の擁壁部付近は、傾斜があり、狭いことから、特に冬期間はきちんと通行できるよう確保してほしいとの住民要望がありました。

次は水源地等の現状についての調査結果です。

本町には5か所の水源地があり、また、浄水場・配水池などの重要施設が各地に点在しております。命のインフラともいわれる水資源の確保と安定供給は極めて重要な政策課題であります。

最重要施設である水源池はおおむね町有地、道有地内に存在しているが、



三和地区の水源地の一部が民地であるとのことでした。

このため、早急な土地の確保が大事であると考えますが、土地所有者と連絡が取れず現在に至るまで、用地の取得ができなかったとの説明がありました。当面は現状のまま使用するのもやむを得ないが、あらゆる法律を研究して早急な確保に努められたい。

また、水源地下流部の水道管が埋設されている土地が売買されていることから、それらについても慎重に対応していただきたい。

今後、リゾート開発等による土地売買などで水源地をおびやかすことが無いよう調査し、場合によっては水源地上流部下流部など周辺地域の確保も必要ではないかとの意見がありました。

簡易水道補助事業を活用して機械設備、電気設備は充実しましたが、管路が古く、特に神社下の道道沿線や大谷淀川間及び目名地区の一部が石綿管であることから、布設替えが急務であるが、費用が莫大なため道路改良工事等に合わせて新設するしか手立てがないのが現状であるとの説明を受けました。今後も、あらゆる手段を検討していただき、早急な布設替えを望みます。

担当職員は、水道事業の全てに精通し、施設等の維持管理も適切であり、警報時の初期対応も良く、敬意を表すとの言葉がありました。今後も町民の命の根本である水を守っていただきたい。

3点目は、公営住宅等の使用料の算定及び維持管理について調査を行いました。

公営住宅の入居条件や住宅料の算定については法律上対応するのが難しいが、生活環境、所得状況に照らし合わせると、町が所管する他の住宅との間でかなりのずれを感じました。

町内の方が他の市町村の方と結婚し、町内で暮らしたくとも、公営住宅の入居条件に合わず入居できないことも多々あるとのこと。本町では子育て支援住宅など移住世帯の促進政策を行っておりますが、新たな視点から町が所管する住宅全体の在り方を考える必要があると感じました。

また、共有部の清掃などの管理責任は入居者にあるということを徹底していただき、階段室やホールの清掃や周辺の草刈りなどの環境衛生と屋根雪下ろしや周辺除雪など適正な管理に努めるよう指導していただきたいが、高齢者や障がいを持たれている入居者にはきめ細かな目配りと配慮をお願いしたい。

なお、滞納額が相当分あるようですが、個人情報観点から難しいと思いますが、生活実態をよく調査・把握し、納入意欲を高めていただき、返済計画を立て、滞納額の早期解消に努めていただきたい。

また、外国人の入居に際しては、身分の確認・グリーンソードの提示を義務付けていただきたい。

4点目は公共工事における入札についてであります。

公共工事を発注する際、指名業者が多すぎるのではとの意見があります。最近辞退者もみられるとのことなので、公平さと良質な施工が確保できるのであれば、その工事を本当に施工でき、落札したいという会社複数社による入札でも良いのでは、という意見がありました。今後は、工事内容により5社にしたり7社にするなど、柔軟に対応できるよう、公共工事指名基準の見直しについても考えていただきたい。

最後は、道路維持等に係る民間委託の現状と今後についての調査であります。

本年度は道路等維持の管理全般について、民間委託に移行した初年度であることから、これまで直営で行っていた作業内容や年間維持経費と民間委託してからの現状等について調査を行いました。

現在のところ、大きな問題はなく、おおむね順調に進んでいるとの説明を受けました。今後においては、一年をとおしての作業内容と全体的な費用等の推移を入念に調査し、経費や労働状況などを現状分析したうえで、必要な予算確保を心がけていただきたいと考えます。なお、本町の地域的環境から冬期間の道路維持が大きな課題と考えます。委託路線の除雪状況や雪の堆積場の現状把握、路線の見直しなども含め、継続的に調査し、遺漏のない除排雪・維持管理をしていただきたい。また、雪の堆積場への子供の侵入を防ぎ、遊び場とにならないよう注意していただきたい。

除雪用タイヤショベルは来年リース契約が切れ、現在、再リース・買い取り・新車リースの三通りで考査されているとのことですが、いずれにせよ町民が理解できる方法を選んでいただきたい。

本件にて、経済建設常任委員会に託された所管事務調査は全部、終了しました。

いずれの課も業務に精通し、意識も高く、業務にあたっておりますが、町民のため益々の御尽力をお願いし、経済建設常任委員会の所管事務調査報告とします。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第27、報告第3号例月出納検査結果報告について、監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第28、承認第1号閉会中の継続審査の申出書を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、令和元年第4回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後4時00分 閉会